
環境水道委員会

環 境 リ サ イ ク ル 局

内 容

環境リサイクル局関係予算

環 境 衛 生

環 境 対 策

廃 棄 物 対 策

下 水 道 事 業

児島湖流域下水道事業計画

農 業 集 落 排 水 事 業

1 . 環境リサイクル局関係予算

(1) 一般会計

(単位：千円)

年 度 科 目	R2 (決 算)	R3 (最 終)	R4 (当 初)
環 境 衛 生 費	682,790	736,985	690,232
環 境 保 全 費	485,791	506,778	537,109
清 掃 費	10,367,040	8,176,330	9,897,098
計	11,535,621	9,420,093	11,124,439

(2) 企業会計

下水道事業会計

ア 収益勘定収支

・収入

年 度 項	R 3 (最 終)	R 4 (当 初)
営 業 収 益	8,534,542	8,822,860
営 業 外 収 益	10,791,822	10,450,013
特 別 利 益	159	-
計	19,326,523	19,272,873

※金額は消費税込み

・支出

年 度 項	R 3 (最 終)	R 4 (当 初)
営 業 費 用	13,026,798	13,087,154
営 業 外 費 用	2,368,705	2,099,001
特 別 損 失	46,228	4,546
予 備 費	5,000	5,000
計	15,446,731	15,195,701

イ 資本勘定収支

・収入

年 度 項	R 3 (最 終)	R 4 (当 初)
企 業 債	2,913,200	3,348,500
補 助 金	1,540,000	1,305,000
他 会 計 出 資 金	1,725,128	1,856,886
他 会 計 負 担 金	303,855	298,002
負担金及び分担金	51,829	43,130
計	6,534,012	6,851,518

※金額は消費税込み

・支出

年 度 項	R 3 (最 終)	R 4 (当 初)
建 設 改 良 費	4,817,475	4,968,099
企 業 債 償 還 金	11,862,371	11,724,704
予 備 費	10,000	10,000
計	16,689,846	16,702,803

2. 環境衛生

(1) 環境衛生改善組織等

(令和4年4月1日現在)

地区 区分	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	船 穂	真 備	計
組 合 数	1,043	641	426	457	51	284	2,902
世 帯 数	59,894	23,707	20,302	17,342	2,107	5,721	129,073

(2) 令和3年度環境衛生改善事業実績

(単位：円)

地区	区分	ごみステーション 整 備	共 同 清 掃 用 器 具 購 入	共同防疫用噴霧機 購 入	ごみステーション 水 道 設 備 新 設	合 計
倉敷	件数	60	30	0	4	94
	円	9,161,000	303,059	0	560,000	10,024,059
水島	件数	27	12	0	0	39
	円	3,801,000	113,363	0	0	3,914,363
児島	件数	17	29	0	0	46
	円	3,221,000	541,645	0	0	3,762,645
玉島	件数	8	23	0	1	32
	円	1,018,000	124,061	0	150,000	1,292,061
船穂	件数	0	4	0	0	4
	円	0	35,655	0	0	35,655
真備	件数	4	7	0	0	11
	円	638,000	51,951	0	0	689,951
合計	件数	116	105	0	5	226
	円	17,839,000	1,169,734	0	710,000	19,718,734

(3) 環境衛生協議会（昭和48年4月設立）

ア 役員構成（令和4年4月1日現在）

会 長	副会長	常任理事	理 事	監 事	計
(1名)	(7名)	(35名)	(86名)	(6名)	(135名)

イ 事業内容

- (ア) 環境衛生改善に関する研究、技術の普及並びに指導
- (イ) 大会、研究会、講習会などの開催及び先進地の視察
- (ウ) 模範組織及び個人の表彰
- (エ) 公衆衛生思想の普及
- (オ) 地区環境衛生改善事業の促進
- (カ) その他本会の目的達成に必要な事項

(4) 不法投棄対策

平成13年4月、不法投棄対策総合窓口を設け、不法投棄物の情報収集、通報受付及び防止対策を講じることで、環境保全と環境美化を図っている。

ア 主な対策

不法投棄110番の設置、ボランティア不法投棄監視員を選任（45名）、不法投棄防止用監視カメラの設置、不法投棄防止の告知看板の配布及び設置

イ 不法投棄回収実績

(令和3年度)

受付件数	家電4品目	自転車	バイク	可燃ごみ	不燃ごみ
119件	19台	227台	4台	3.1 t	24.4 t

(5) 葬祭事業

ア 斎場施設

名 称	所 在 地	開設年月	建設費 (千円)	面 積 (㎡)	構 造	施設の内容
中央斎場 422-0206	倉敷市福田町福田 434番地 1	S 55. 4	1, 545, 338	(敷) 18, 857 (建) 2, 970. 93 (延) 3, 376. 22	鉄筋コンクリート造一部2階	火葬炉14基及び汚物炉1基、中央棟、斎場棟、待合棟、倉庫、霊灰塔
ペット火葬施設		H2. 4 H16. 4	32, 085 17, 588	(建) 122. 71 (延) 92. 37	鉄筋コンクリート造	火葬炉2基、供養棟
児島斎場 472-2042	倉敷市児島小川 4丁目8番82号	S 63. 11	253, 332	(敷) 3, 154 (建) 760. 39 (延) 668. 50	鉄筋コンクリート造一部2階	火葬炉4基 待合施設、霊灰塔
玉島斎場 525-6420	倉敷市玉島長尾 4110番地	S 63. 10	246, 743	(敷) 3, 541 (建) 644. 13 (延) 709. 07	鉄筋コンクリート造一部2階	火葬炉4基 待合施設、霊灰塔
真備斎場	倉敷市真備町箭田 2361番地	S 57. 4	112, 659	(敷) 2, 826 (建) 246. 08 (延) 227. 97	鉄筋コンクリート造	火葬炉2基 待合施設、霊灰塔

イ 斎場の使用料

死体の火葬等（税込価格、死体の火葬は非課税）

（令和4年4月1日現在）

区 分	単 位	金 額（円）	
		本市住民	本市住民以外
死 体 の 火 葬	12歳以上1体につき	6, 500	45, 000
	12歳未満1体につき	5, 000	36, 000
	妊娠4箇月以上1胎につき	1, 900	13, 000
肢 体 の 一 部	1個につき	2, 090	14, 300
産 汚 物 そ の 他 の 汚 物	1キログラムにつき	330	770

犬、猫又は小動物の死体の火葬（税込価格）

（令和4年4月1日現在）

区 分	単 位	使 用 料（円）	
		本市住民	本市住民以外
収骨を必要とするもの （犬又は猫に限る）	1 体 に つ き	17, 600	30, 800
収骨を必要としないもの	1 体 に つ き	12, 100	24, 200

ウ 火葬件数（死亡者別分類）

（令和3年度）

区 分		中央斎場	児島斎場	玉島斎場	真備斎場	計	ペット火葬施設
市 内	死 体	3, 012	780	1, 018	187	4, 997	犬 1, 250
	死 産 児	52	6	5	2	65	猫 596
	そ の 他	286	0	4	0	290	小動物 56
							計 1, 902
市 外	死 体	231	26	173	11	441	犬 14
	死 産 児	1	0	2	0	3	猫 3
	そ の 他	323	0	0	0	323	小動物 0
							計 17

エ 霊柩車使用料（税込価格）

（令和4年4月1日現在）

単 価	使 用 料（円）
使用1回につき	9,900

オ 葬祭用品使用料（税込価格）

（令和4年4月1日現在）

区 分	使 用 料（円）
祭壇	4 段 飾 28,600
	3 段 飾 16,500
	法 要 壇 5,500
鯨幕	5 . 4 メートル 220
テ	ン ト 1,430

備考

本市住民以外の使用については、5割増しとする。

(6) 倉敷市中央斎場（所在地 倉敷市福田町福田434番地 1）

ア 概 要

区 分	延床面積 (㎡)	施 設 内 容
中 央 棟	1,463.70	火葬炉14基（特大炉1基を含む）、汚物炉1基、告別室3室、収骨室3室、事務室1室、作業員室1室、見送りホール、炉前ホール各1
斎 場 棟	494.14	葬儀場、固定席100席、控室2室、霊安室1室（2体収容）
待 合 棟	1,149.12	・1階 待合ロビー（100人収容）、売店、喫茶、販売機コーナー、事務室、休養室 ・2階 和室（各10畳）4室、洋室（30人収容）、会議室各1室
倉 庫	76.61	用品等保管用
渡 り 廊 下	142.65	中央棟と待合棟を結ぶ廊下
霊 灰 塔	50.00	残骨、残灰を納め、供養するためのもの
ペ ッ ト 火 葬 棟	92.37	火葬炉2基、炉前ホール1室

外 構（緑地、駐車場）

道 路	2,842 ㎡（延長 528.9m）
駐車場	2,639 ㎡（バス 5 台、普通車 43 台）
前庭等	9,994 ㎡
総事業費	1,545,338 千円（用地費 274,325 千円を含む）
財 源	年金積立還元融資 618,800 千円 一般財源 926,538 千円
工 期	昭和 53 年 12 月～昭和 55 年 3 月
使用開始	昭和 55 年 4 月 1 日

イ 使 用 料（税込価格）

（令和4年4月1日現在）

区 分	単 位	使 用 料（円）		摘 要
		本市住民	本市住民以外	
斎場棟	葬祭室	葬儀場	28,600 57,200	1回3時間以内。これを超える場合は、1時間ごとに1割増
	控 室	1 室につき	7,150 14,300	1回24時間
	霊安室	1 体につき	1,430 2,860	1体24時間以内。これを超える場合は、1時間ごとに55円を加算
待合棟	和 室	1 室につき	4,290 8,250	1回3時間以内。これを超える場合は、1時間ごとに2割増
	洋 室	1 室につき	7,150 14,300	1回2時間以内。これを超える場合は、1時間ごとに2割増
	会議室	1 室につき	2,860 5,500	1回2時間以内。これを超える場合は、1時間ごとに2割増

ウ 年度別中央斎場利用状況

年度	区分	葬祭室	控 室	霊安室	和 室	洋 室	会議室	計
	R 1	17	7	33	0	3	0	60
	R 2	8	1	33	0	5	0	47
	R 3	13	2	31	0	8	0	54

(7) 墓地公園

ア 倉敷市中央公園墓地（所在地 倉敷市福田町福田416番地）

(ア) 概 要

総 面 積	154,266.9㎡
墓 域 面 積	65,501㎡
純墓所面積	14,040㎡
区 画 数	2,766区画（6㎡＝1,554区画、4㎡＝1,080区画、3㎡＝132区画）

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
S 46	第1期造成工事（3㎡…132区画、4㎡…177区画、6㎡…225区画）	47,298	534
S 47	第2期造成工事（4㎡…168区画、6㎡…95区画）	44,735	263
S 51	第3期造成工事（4㎡…316区画、6㎡…246区画）	57,100	562
S 54	第4期造成工事（4㎡…73区画、6㎡…158区画） 休憩施設、 便所、上水道施設	52,944	231
S 56	第5期造成工事（4㎡…173区画、6㎡…330区画） 管理棟、 水汲場、休憩施設、道路舗装工事	120,510	503
H 1	第6期造成工事（4㎡…47区画、6㎡…406区画）	121,206	453
H 7	墓地区画増設工事（4㎡…16区画、6㎡…87区画）	8,343	103
H 22	墓地区画増設工事（4㎡…110区画、6㎡…7区画）	18,156	117
計			2,766

(ウ) 永代使用料及び管理料（税込）

（令和4年4月1日現在）

区 分	永代使用料（円）	管 理 料
3 ㎡	246,000	1㎡当たり 年額501円
4 ㎡	328,000	
6 ㎡	492,000	

(エ) 墓地利用状況

（令和4年3月31日現在）

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
3 ㎡	132	126	82	0
4 ㎡	1,080	1,033	690	29
6 ㎡	1,554	1,501	1,012	40
合 計	2,766	2,660	1,784	69

イ 倉敷市第2中央公園墓地（所在地 倉敷市福田町福田413番地1）

(ア) 概 要

総 面 積	35,000㎡
純墓所面積	7,764㎡
純墓所面積	7,764㎡
区 画 数	1,411区画（6㎡＝1,060区画、4㎡＝351区画）

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
H9	造成工事(4㎡…351区画、6㎡…862区画)	608,840	1,213
H19	造成工事(6㎡…198区画)	11,434	198
計			1,411

(ウ) 永代使用料及び管理料(税込)

(令和4年4月1日現在)

区 分	永代使用料(円)	管 理 料
4 ㎡	376,000	1㎡当たり 年額501円
6 ㎡	564,000	

(エ) 墓地利用状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
4 ㎡	351	348	208	1
6 ㎡	1,060	1,040	572	20
合 計	1,411	1,388	780	21

ウ 倉敷市児島公園墓地(所在地 倉敷市児島上の町2022番地)

(ア) 概 要

総 面 積 36,000㎡

純墓所面積 9,018㎡

区 画 数 1,656区画(6㎡=1,197区画、4㎡=459区画)

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
H10	造成工事(4㎡…459区画、6㎡…1,197区画)	716,507	1,656

(ウ) 永代使用料及び管理料(税込)

(令和4年4月1日現在)

区 分	永代使用料(円)	管 理 料
4 ㎡	372,000	1㎡当たり 年額501円
6 ㎡	558,000	

(エ) 墓地利用状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
4 ㎡	459	439	277	20
6 ㎡	1,197	672	358	525
合 計	1,656	1,111	635	545

エ 倉敷市玉島公園墓地(所在地 倉敷市玉島長尾4111番地)

(ア) 概 要

総 面 積 14,726㎡

墓 域 面 積 10,963㎡

純墓所面積 3,084㎡

区 画 数 568区画(6㎡=406区画、4㎡=162区画)

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
S 60	第1期造成工事 (4㎡…124区画、6㎡…150区画)	199,630	274
H2	第2期造成工事 (4㎡…38区画、6㎡…229区画)	37,950	267
H7	墓地区画増設工事 (6㎡…27区画)	2,678	27
計			568

(ウ) 永代使用料及び管理料 (税込)

(令和4年4月1日現在)

区 分	永代使用料 (円)	管 理 料
4 ㎡	340,000	1㎡当たり 年額501円
6 ㎡	510,000	

エ 墓地利用状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
4 ㎡	162	162	94	0
6 ㎡	406	406	221	0
合 計	568	568	315	0

オ 倉敷市第2玉島公園墓地 (所在地 倉敷市玉島長尾4292番地)

(ア) 概 要

総 面 積	27,200㎡
墓 域 面 積	8,110㎡
純墓所面積	3,084㎡
区 画 数	1,487区画 (6㎡=1,081区画、4㎡=406区画)

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
H12	造成工事 (4㎡…406区画、6㎡…1,081区画)	533,070	1,487

(ウ) 永代使用料及び管理料 (税込)

(令和4年4月1日現在)

区 分	永代使用料 (円)	管 理 料
4 ㎡	372,000	1㎡当たり 年額501円
6 ㎡	558,000	

(エ) 墓地利用状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
4 ㎡	406	406	227	0
6 ㎡	1,081	1,081	554	0
合 計	1,487	1,487	781	0

カ 倉敷市船穂小池霊園 (所在地 倉敷市船穂町船穂小池3700番地)

(ア) 概 要

総 面 積	15,400㎡
純墓所面積	5,501㎡
区 画 数	561区画 (基本的には10㎡)

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
S 46	造成工事	59,840	551
H28	区画増設	771	1
計			552

(ウ) 永代使用料及び管理料 (税込)

(令和4年4月1日現在)

区 分	永代使用料 (円)	管 理 料
蓮華台 (10m ²)	202,000	1m ² 当たり 年額262円
光明台 (10m ²)	156,000	
金剛台 (10m ²)	179,000	
八光台 (10m ²)	156,000	

(エ) 墓地利用状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 区 画	使用可能区画	貸付区画	納骨区画	空き区画
10 m ²	561	552	528	444	24
合 計	561	552	528	444	24

キ 倉敷市真備公園墓地 (所在地 倉敷市真備町下二万922番地)

(ア) 概 要

総 面 積 43,228m²純墓所面積 1,806m² (計画は3,000m²・1区画6m²)

区 画 数 301区画 (将来計画500区画)

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
H20	区画等造成工事、管理棟・便所建築工事	74,647	200
H26	区画造成工事	44,484	101
計			301

(ウ) 永代使用料及び管理料 (税込)

(令和4年4月1日現在)

区 分	永代使用料 (円)	管 理 料
6 m ²	582,000	1m ² 当たり 年額501円

(エ) 墓地利用状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
6 m ²	301	300	87	1
合 計	301	300	87	1

ク 倉敷市鶴新田公園墓地 (所在地 倉敷市連島町鶴新田355番地)

(ア) 概 要

総 面 積 2,981m²純墓所面積 1,614m² (1区画 6m²)

区 画 数 269区画

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
H20	測量業務委託、造成工事・建設費	18,600	75
H23	造成工事	7,844	60
H24	造成工事	27,295	134
計			269

(ウ) 永代使用料及び管理料（税込）

（令和4年4月1日現在）

区 分	永 代 使 用 料 （ 円 ）	管 理 料
6 m ²	786,000	1m ² 当たり 年額501円

(エ) 墓地利用状況

（令和4年3月31日現在）

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
6 m ²	269	267	96	2
合 計	269	267	96	2

(8) 墓地等の経営許可状況

令和3年度実績

（件数）

区 分		経 営 許 可	変 更 許 可	廃 止 許 可
墓 地	宗 教 法 人	0	0	0
	個 人	4	0	0
	地 方 公 共 団 体	0	0	0
	計	4	0	0
納 骨 堂		1	0	0
火 葬 場		0	0	0

(9) 合併処理浄化槽設置補助事業実績

生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁を防止し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、専用住宅に新たに浄化槽を設置する者に対して、倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

(ア) 事業実施状況

（令和3年度）

地区 \ 人槽	5人槽	7人槽	10人槽	11人槽以上	補助基数計	事業費計 （千円）
倉 敷	95	34	7	0	136	56,973
水 島	10	1	0	0	11	4,302
児 島	4	1	1	0	6	2,583
玉 島	22	3	0	0	25	11,004
真 備	24	17	0	0	41	17,460
船 穂	3	0	0	0	3	1,152
計	158	56	8	0	222	93,474

(イ) 補助限度額

人槽区分	補助限度額
5人槽	384,000円
6～7人槽	462,000円
8～50人槽	585,000円

※上記は、高度処理型の浄化槽を設置する場合の補助限度額である。

※既設の単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を設置する場合にはさらに、撤去費に対する加算補助（上限90,000円）、宅内配管工事費に対する加算補助（上限300,000円）をそれぞれ交付することができる。

3. 環境対策

(1) 概 要

本市は全国でも屈指の水島臨海工業地帯をかかえ、昭和40年代前半から主要企業の本格的な操業に起因し、大気汚染、水質汚濁等の公害事象によって地域住民の生活と健康に深刻な影響がもたらされた。そこで公害防止対策を最重点施策として発生源を中心とした各種規制の強化、監視体制の整備等に努めてきた。

その結果、全般的に相当改善されてきたが、光化学オキシダントや湖沼の富栄養化現象など、課題も残されている。また、近年、ライフスタイルの変化に伴う地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など様々な環境問題に直面している。

本市では、このような環境問題に対し、公害発生源に対する直接的な規制にとどまらず、環境破壊の未然防止のため、良好な環境の確保と生物多様性の保全・再生に努めている。

また、喫緊の課題となっている地球温暖化対策においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、日本全体で取り組んでいく国の方針を受け、倉敷市としても、令和3年6月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明した。今後、各種施策の一層の推進を図る。

(2) 倉敷市環境基本条例・環境基本計画

環境の保全、回復及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として倉敷市環境基本条例を制定し、平成12年1月1日から施行した。本条例に基づき、環境の保全と回復及び創造に関する施策を将来にわたって総合的かつ計画的に推進していくための基本的指針として、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした倉敷市第三次環境基本計画を令和3年3月に策定した。

(3) 環境保全基金（令和3年度末現在基金残高21,055,906円）

本市では、地球温暖化対策事業やその他の環境保全施策の推進に要する経費の財源に充てるため、平成22年2月に環境保全基金を設置した。基金へは主に趣旨に賛同した企業等からの寄附金を積み立てている。

令和3年度実績

寄附総額 13,564,418円

J-クレジット売却金としての寄附、企業等からの寄附金

事業充当額 617,542円

地球温暖化防止等に関する小中学生向け学習素材作成委託料及び啓発パネル製作業務委託料等

(4) 地球温暖化防止施策

ア 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づき、本市全域から排出される温室効果ガスの削減を目的として、平成23年2月に策定、平成30年2月に改定した「クールくらしきアクションプラン（倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」に基づき地球温暖化対策に取り組んできたが、国の2050年カーボンニュートラル宣言や温対法の改正、地球温暖化対策計画の改定を踏まえ、令和4年度からクールくらしきアクションプランの見直しを進めている。

イ 戸建住宅用太陽光発電システム設置費の補助（H16～）

地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

(ア) 補助対象者

- ・自ら居住する市内の既築・中古住宅にシステムを設置する方
- ・市税を完納している方

(イ) 補助金額

- ・1kW当たり20,000円にシステムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（上限4kW）を乗じて得た額を限度とする。（千円未満切捨て）

(ウ) 補助金交付実績

年 度	R 1	R 2	R 3
件 数	274件	178件	214件
金 額	21,021千円	13,237千円	16,245千円

※共同住宅用太陽光発電システム設置費に対する補助制度は、平成29年度で終了した。

ウ 戸建住宅用太陽熱利用システム設置費の補助（平成27年～）

環境への負荷の少ない自然エネルギーの利用を促進するため、平成27年度から住宅用太陽熱利用システム設置費補助金制度を設け、設置者に対して補助を開始した。

（ア） 補助対象者

- ・自ら居住する市内の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）に太陽熱利用システムを設置する方
- ・市税を完納している方

（イ） 補助金額

- ・購入費及び設置費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）の1/10（上限3万円）（千円未満切捨て）。

（ウ） 補助金交付実績

年 度	R 1	R 2	R 3
件 数	17件	6件	22件
金 額	413千円	161千円	502千円

エ 次世代エコハウス整備促進補助（平成25年～）

平成25年度から市内における住まいの低炭素化を促進するため、本市の気候風土に合った省エネルギー・低炭素型の住宅を「次世代エコハウス」として認定し、次世代エコハウスを建築する者に対し、補助を行ってきたが、令和4年度からZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）補助制度の新設により、次世代エコハウスに対する補助制度は令和3年度で終了した。

（ア） 補助対象者

- ・市内に自ら居住する次世代エコハウスを建築する方
- ・市税を完納している方

（イ） 次世代エコハウスの認定基準

- ・国の低炭素建築物新築等計画又は建築物省エネ消費性能向上計画の認定を受けていること
- ・太陽光発電システム又は太陽熱利用システムのいずれかを設置していること
- ・HEMS、高効率給湯器等、本市が指定する省エネ設備を1つ以上備えていること

以上の条件を全て満たすこと。

※認定事務は建築指導課において行う。

（ウ） 補助金額

- ・1棟当たり150,000円

（エ） 補助金交付実績

年 度	R 1	R 2	R 3
件 数	26件	35件	18件
金 額	3,900千円	5,250千円	2,700千円

オ 戸建住宅用燃料電池システム設置費の補助（平成28年～）

水素を利用した省エネルギー機器である家庭用燃料電池「エネファーム」の導入促進を図るため、平成28年度から、燃料電池システム設置費補助制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

（ア） 補助対象者

- ・自ら居住する市内の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）にシステムを設置する方
- ・市税を完納している方

（イ） 補助金額

- ・システム本体と附属品費用の合計額（消費税及び地方消費税を除く）の1/10（上限7万円）（千円未満切捨て）。

（ウ） 補助金交付実績

年 度	R 1	R 2	R 3
件 数	52件	50件	45件
金 額	3,621千円	3,500千円	3,150千円

カ 戸建住宅用定置型リチウムイオン蓄電池設置費の補助（平成29年～）

太陽光発電システムや燃料電池システム（エネファーム）と連携することで、地産地消費電力システムの構築や、停電時・災害時の防災力の強化を図ることができる定置型リチウムイオン蓄電池の導入を促進するため、平成29年度から、定置型リチウムイオン蓄電池設置費補助制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

(ア) 補助対象者

- ・自ら居住する市内の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）にシステムを設置する方
- ・市税を完納している方

(イ) 補助金額

- ・1kWh当たり20,000円にシステムの初期実効容量（上限4kWh）を乗じて得た額を限度とする（千円未満切捨て）。

(ウ) 補助金交付実績

年 度	R1	R2	R3
件 数	100件	208件	305件
金 額	9,974千円	15,990千円	23,988千円

キ 国内又はJ-クレジット創出事業（くらしきサンサン倶楽部）（平成23年～令和3年度）

本市の補助を受けて住宅用太陽光発電システムを設置した市民から構成する「くらしきサンサン倶楽部」の取組みによって削減された二酸化炭素についてクレジット認証を受け、企業に売却した。売却代金は倉敷市環境保全基金に寄附され、地球温暖化対策事業等に活用された。平成25年度に国内クレジット制度がJ-クレジット制度として統合発展したことを受け、くらしきサンサン倶楽部も同制度へ移行して、排出削減活動を行ってきたが、クレジット認証期間も満了し、認証されたすべてのクレジットを売却したため、事業を終了した。

(ア) クレジット認証量（合計） 22,371トン

ク 電気自動車等導入促進補助（平成22年～）

自動車から排出される大気汚染物質及び二酸化炭素を削減することを目的に、本市内における電気自動車の普及促進を図るため、電気自動車等又は電気自動車用充電設備等の設置を行う者に対し、補助を行っている。新たな補助対象として、平成27年度からは、プラグインハイブリッド自動車を、平成29年度からは燃料電池自動車を追加した。

また、令和2年度からはビークル・トゥ・ホーム充放電設備（V2H）に対する補助を開始した。

(ア) 補助制度の概要

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の購入

対象車種：アイ・ミーブ、ミニキャブ・ミーブ、アウトランダー PHEV（三菱自動車工業）、リーフ（日産自動車）など

補助金額：10万円／台（プラグインハイブリッド自動車）
15万円／台（電気自動車）
50万円／台（燃料電池自動車）

- ・充電設備の設置

対象機種：普通充電設備

補助金額：補助対象経費の2分の1（上限10万円／基）（千円未満切捨て）

- ・ビークル・トゥ・ホーム充放電設備の設置

補助金額：補助対象経費の2分の1（上限10万円）（千円未満切捨て）

(イ) 補助金交付実績

年 度	R1	R2	R3
電気自動車等	150台	123台	152台
充電設備	0基	1基	0基
充放電設備	－	2基	5基

※急速充電設備設置に対する補助制度は、令和2年度で終了した。

ケ 中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助（平成29年～）

エネルギーの見える化を行い、省エネ診断に基づく省エネルギー設備・再生可能エネルギーシステム等を設置することで、エネルギーマネジメントを推進し、温室効果ガスの削減を図るため、平成29年度から、省エネルギー設備等導入促進補助制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

(ア) 補助制度の概要

- ・エネルギーの見える化を図る設備及び省エネルギー設備等を導入すること
- ・導入設備等の確定に先立ち、温室効果ガス削減効果に関する省エネ診断を受診し、設備導入後において、年間のエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量を一定量以上削減できる見込があること
- ・補助金額：補助対象経費の3分の1（千円未満切捨て）（上限300万円）

(イ) 補助金交付実績

年 度	R 1	R 2	R 3
件 数	5件	7件	5件
金 額	5,094千円	8,987千円	11,710千円

コ 緑のカーテン事業

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物で窓を覆い、その遮光効果と蒸散作用により室温を下げ、エアコンの使用に伴う電気使用量を減らし、温室効果ガスの削減につなげる。

(ア) ゴーヤの種を市民に配布

ゴーヤ5,000袋

(イ) ゴーヤの苗を市民に配布

市内企業及びグリーンメイトが育てた苗約600個をイベント等で市民に配布した。

(ウ) くらしきグリーンメイトの募集

緑のカーテンを普及させるため、随時募集している。種を優先配布した。

(エ) 緑のカーテンチャレンジの実施

家庭や事業所で育てた緑のカーテンの出来栄を写真で応募。応募者には参加賞として来春用のつる性種子詰め合わせを進呈した。

サ STOP温暖化くらしき

STOP温暖化くらしき実行委員会による地球温暖化防止啓発活動として、環境NPO、行政、市民を対象に、「いま迫る地球温暖化・気候危機にどう行動すべきか ～地域の未来と最新の知見の視点から～」をテーマに講演会を実施した。

(5) くらしき環境キャラクター「くらいふ」

平成21年10月より全国から「くらしき環境キャラクター」を募集し、平成22年2月に応募作品162点の中から最優秀作品として「くらいふ」を決定した。

「くらいふ」の名前の由来は、倉敷で環境にやさしい生活をおくる。つまり、倉敷で生活（ライフ）する。エネルギーをたくさん使うライフスタイルを変えて、暮らしやすい倉敷をつくろうという名前である。デザインは、倉敷らしさを表す「蔵」、大きな頭は丸い地球を表し、大きな緑の葉っぱで緑の豊かさとグリーンくらしき「く」、高梁川の豊かな「流れ・水」を表す足を表現している。

なお、「くらいふ」の着ぐるみを作成し、環境啓発等のイベントに活用している。



(6) 倉敷市環境審議会条例

学識経験者、公募委員、市議会議員等20人以内の委員で構成する審議会によって環境の保全に関する基本的事項、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、その他の公害を防止する具体的対策、自然環境の保全及び回復に関する重要な事項等について調査、研究、審議することを目的に本条例を制定、平成11年6月1日から施行された。

令和4年1月1日に、審議の方向性の統一化を目的に、倉敷市環境審議会と倉敷市生物多様性審議会の統合を行った。

(7) 種類別公害苦情発生状況

種類 \ 年度	R1	R2	R3
大 気 汚 染	30	27	6
水 質 汚 濁	38	37	29
土 壌 汚 染	0	0	0
騒 音	37	49	46
振 動	5	14	9
悪 臭	8	9	15
そ の 他	33	38	44
計	151	174	149

(8) 公害防止協定・環境保全協定等締結企業

(令和4年4月1日現在)

	協定締結 年月日	協 定 事 業 所 名		協定締結 年月日	協 定 事 業 所 名
1	昭和 46.11.29	J F E スチール(株)西日本製鉄所 (倉敷地区)	32	元. 6. 20	西日本飼料(株)水島工場
		J F E ケミカル(株)西日本製造所倉敷工場	33	2. 6. 29	(一社) 岡山霞橋ゴルフ倶楽部
2	46.11.29	瀬戸内共同火力(株)	34	2. 6. 29	岡山県観光企業(株)岡山ゴルフ倶楽部
3	47. 5. 10	E N E O S (株)水島製油所B工場	35	2. 6. 29	倉敷開発(株)倉敷カントリー倶楽部
4	47. 5. 30	E N E O S (株)水島製油所A工場	36	2. 7. 30	鷺羽開発(株)鷺羽ゴルフ倶楽部
5	47. 6. 6	(株)新来島サノヤス造船	37	7. 3. 31	学校法人加計学園倉敷芸術科学大学
6	47. 6. 6	荒川化学工業(株)水島工場	38	8. 3. 29	学校法人作陽学園くらしき作陽大学
7	47. 9. 16	中国電力(株)水島発電所 中国電力(株)玉島発電所	39	9. 5. 16	(公財) 岡山県環境保全事業団 (水島クリーンセンター)
8	47.11.10	J F E 鋼板(株)玉島製造所	40	10. 1. 13	萩原工業(株)
9	47.11.10	品川リフラクトリーズ(株)西日本工場玉島製造部	41	10. 8. 20	(株)水島ゴルフリンクス
10	47.11.10	住友重機械工業(株)玉島製造所	42	13.12.19	石油天然ガス・金属鉱物資源機構倉敷国家 石油備蓄基地事務所
11	47.11.29	東京製鐵(株)岡山工場	43	14. 7. 25	水島エルエヌジー(株)
12	48. 7. 19	三菱自動車工業(株)水島製作所	44	15. 3. 14	水島エコワークス(株)
13	48. 7. 19	ペトロコックス(株)水島工場 ペトロコックスジャパン(株)水島工場	45	16. 3. 18	中部飼料(株)水島工場
			46	16. 9. 13	(株)サンモータース・リサイクルセンター
			47	16.12.1	ナカシマプロペラ(株)玉島工場
14	48. 7. 19	日清オイリオグループ(株)水島工場	48	17. 3. 31	(株)ヒラキンリサイクルステージ玉島工場
			49	18. 3. 23	(株)ロジコム岡山営業所
15	48. 8. 7	三菱ケミカル(株)岡山事業所 日本イソブチレン(有)水島工場 (株)ロンビック水島工場 三菱ケミカルハイテクニカ(株)水島テクノセンター	50	19. 1. 5	山陽鉄工(株)玉島工場
			51	19. 2. 16	環境開発事業協同組合玉島工場
			52	19. 3. 19	(株)ケナテックス玉島工場
			53	19. 3. 30	瀬戸内パイプライン(株)水島ステーション
16	48. 8. 7	旭化成(株)製造統括本部水島製造所 P S ジャパン(株)水島工場	54	19. 8. 1	(公財) 岡山県環境保全事業団水島廃棄物処分場
			55	19. 8. 27	(株)日輪岡山事業所
17	48.10.1	三菱瓦斯化学(株)水島工場 水島バラキシレン(株) シージーエスター(株)	56	20. 1. 8	(株)中野工業所岡山営業所
			57	20. 5. 16	わかば食品(株)本社工場
			58	22. 3. 1	(株)玉島活版所
18	48.10.1	住友化学(株)大分工場岡山プラント	59	22.10.20	中国精油(株)水島工場
19	48.12.1	(株)クラレ倉敷事業所 (玉島) クラレテクノ(株) クラレ玉島(株) クラレプラスチック(株)倉敷工場	60	22.10.27	(株)カワナカ
			61	23. 1. 4	倉敷レーザー(株)
			62	24. 9. 3	大丸通商(株)玉島工場
			63	25. 3. 29	日本エアロフォージ(株)倉敷工場
20	48.12.1	日本ゼオン(株)水島工場 岡山ブタジエン(株)水島工場 ゼオンリム(株) R I M T E C (株)	64	27. 3. 27	(株)中国フジパン
			65	27. 4. 1	(株)カンガイ新湊工場
			66	27. 7. 27	山鋼ブランテック(株)本社
			67	28. 4. 19	(株)ヨコタ商店倉敷エコセンター
21	48.12.1	日本曹達(株)水島工場	68	29. 3. 22	(株)J-オイルミルズ倉敷工場
22	48.12.1	(株)大阪ソーダ水島工場	69	29. 3. 22	全農サイロ(株)倉敷基地
23	48.12.1	オーシカケミテック(株)水島工場	70	29. 3. 22	J A 西日本くみあい飼料(株)倉敷工場
24	48.12.1	関東電化工業(株)水島工場	71	29. 3. 22	両備ホールディングス(株)両備テクノカンパ ニー倉敷工場
25	48.12.1	(株)大阪ソーダ岡山工場			
26	48.12.1	(株)ユタカケミカル水島工場	72	30. 3. 27	アイム(株)倉敷工場
27	62.11.12	星光PMC(株)水島工場	73	30. 3. 27	アグリコキャリーズ(株)玉島事業所
28	62.11.12	(株)トウペ倉敷事業所	74	30.12.17	岐阜プラスチック工業(株)倉敷工場
29	63. 3. 11	日本食品化工(株)水島工場	75	令和 元. 7. 19	(株)明治倉敷工場
30	63. 8. 6	三國製薬工業(株)水島工場	76	2. 3. 18	(株)上組玉島ハーバーアイランド物流センター
31	平成 元. 5. 22	日本農産工業(株)水島工場			

(9) 環境学習センターの概要

環境監視センターの移転にあわせ、倉敷市内の環境学習・環境教育の拠点施設として、環境交流スクエア（愛称：水島愛あいサロン）西棟 4 階部分に環境学習センターを整備し、平成24年度から業務を開始している。

環境学習センターの設備

- エコライブラリー（図書室） 環境や自然に関する図書、資料を閲覧できる情報学習空間
- エコギャラリー（展示室） 市民団体の環境活動や企業の環境技術など様々なものを展示する環境展示空間
- 環境学習教室（会議室） 講演会や研修、ワークショップなど幅広い用途に対応したコミュニケーション空間

ア 所在地 倉敷市水島東千鳥町1番50号（TEL 440-5607）

イ 建物規模 鉄筋コンクリート造、入居面積 752.9㎡、竣工（改築） 平成24年3月

ウ 業務内容・実績

（ア）環境イベントの実施

環境月間である6月に「くらしき環境フェスティバル」（場所：環境交流スクエア）を実施予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止した。

（イ）環境学習講座の開催

各種講座を47回実施し、1,526人の受講があった。

（ウ）展示企画

企業・NPOと連携し、環境保全のPRにかかる展示を9回実施した。

（エ）エコライブラリー

学校が夏休みの期間中は、夏休みの宿題等に利用ができるよう日曜日に開館するなどして、施設の利用促進を行った。図書カード新規発行者数22人、来館者数1,248人であった。

（オ）会議室の貸出

環境学習センター登録団体（環境NPO等）は会議室を無償で利用できるため、各種会議に積極的に活用された。会議室貸出利用者数は延べ1,481人であった。

（カ）施設見学受入

環境交流スクエア東棟及び環境監視センター、環境学習センターの施設見学について、市内小学校を中心に、市外からも見学を受け入れた。受入者数は466人であった。

(10) 環境監視センターの概要

倉敷市内の環境監視の拠点として、環境交流スクエア（愛称：水島愛あいサロン）の西棟2階及び3階部分に環境監視センターを設置し業務を行っている。

ア 所在地 倉敷市水島東千鳥町1番50号（TEL 440-5604）

イ 建物規模 鉄筋コンクリート造、入居面積 997.2㎡、竣工（改築） 平成24年3月

ウ 業務内容

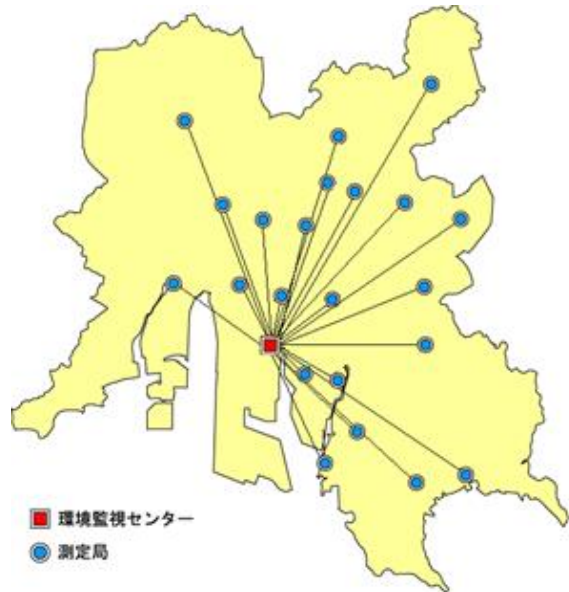
- （ア）大気汚染及び水質汚濁の環境監視に関すること。
- （イ）大気の調査及び分析に関すること。
- （ウ）水質の調査及び分析に関すること。
- （エ）悪臭の調査及び分析に関すること。
- （オ）大気汚染の情報等に関すること。
- （カ）基礎気象及び現地気象の把握に関すること。
- （キ）その他、環境監視に関すること。

(11) 大気汚染

ア 測定機設置状況

(令和4年4月1日現在)

測定局	SO ₂	NO _x	O _x	SPM	PM2.5	CO	HC
1 倉敷美和	○	○	○	○	○	○	○
2 環境監視センター	○	○	○	○	○		○
3 春日	○	○	○	○			
4 連島	○	○	○	○			
5 塩生	○	○	○	○	○		
6 松江	○	○	○	○	○		
7 福田	○	○	○	○			
8 西阿知	○	○	○	○			
9 玉島	○	○	○	○	○		
10 船穂	○	○	○	○			
11 真備		○	○		○		
12 児島	○	○	○	○	○		
13 郷内	○	○	○	○			
14 天城	○	○	○	○			
15 茶屋町	○	○	○	○	○		
16 庄		○	○	○	○		
17 豊洲	○	○					
18 呼松	○			○			
19 宇野津	○						
20 田の口	○						
21 駅前		○				○	○
22 大高		○		○	○	○	
23 西坂		○		○		○	



測定結果（全測定局集計）

測定物質	項目	単位	R1	R2	R3
二酸化硫黄 (SO ₂)	全市平均	ppm	0.004	0.004	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた延時間数とその割合	時間	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppmを超えた延日数とその割合	日	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0
二酸化窒素 (NO ₂)	全市平均	ppm	0.010	0.010	0.010
	日平均値が0.06ppmを超えた延日数とその割合	日	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0
注1 オキシダント (O _x)	全市平均	ppm	0.031	0.031	0.032
	1時間値が0.06ppmを超えた延時間数とその割合	時間	4,504	3,710	3,335
		%	5.2	4.3	3.8
浮遊粒子状物質 (SPM)	全市平均	mg/m ³	0.018	0.017	0.015
	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた延時間数とその割合	時間	3	3	3
		%	0.0018	0.0018	0.0018
	日平均値が0.1mg/m ³ を超えた延日数とその割合	日	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0
微小粒子状物質 (PM2.5)	全市平均	μg/m ³	13.2	12.4	10.6
	日平均値が35μg/m ³ を超えた延日数とその割合	日	49	58	4
		%	1.4	1.6	0.1

注1 オキシダントは昼間の1時間値（6時～20時）の集計値である。

イ 発生源の状況

○硫黄酸化物総量規制

昭和49年度から年度別削減計画を作成し、排出量削減のための燃料の低硫黄化、排煙脱硫装置の設置に努めた結果、昭和52年度当初に目標を達成した。

一方、大気汚染防止法に基づく総量規制についても、昭和52年6月告示され、昭和53年当初に達成された。

硫黄酸化物企業別排出許容量

企 業 名	排出許容量 (Nm ³ /H)	企 業 名	排出許容量 (Nm ³ /H)
J F E ス チ ー ル	593.62	大 阪 ソ ー ダ	33.785
東 京 製 鐵	28.70	三 菱 瓦 斯 化 学	51.40
中 国 電 力	397.90	ペ ト ロ コ ー ク ス	28.70
瀬 戸 内 共 同 火 力	126.00	日 清 オ イ リ オ グ ル ー プ	11.30
E N E O S A 工 場	180.10	ク ラ レ	21.10
E N E O S B 工 場	187.80	そ の 他	69.528
三 菱 ケ ミ カ ル	223.10	留 保 負 荷 量 (リザーブ)	76.052
旭 化 成	155.315	合 計	2,184.40

○窒素酸化物

昭和56年に水島地区の固定発生源に対する総量削減計画を定め、昭和60年度排出許容量2,889.67Nm³/Hを各社に割り当てた。これに対して各社は削減に努め、昭和60年度当初に予定どおり達成した。

窒素酸化物企業別排出許容量

企 業 名	排出許容量 (Nm ³ /H)	企 業 名	排出許容量 (Nm ³ /H)
J F E ス チ ー ル	} 1,006.45	東 京 製 鐵	56.20
瀬 戸 内 共 同 火 力		三 菱 瓦 斯 化 学	46.30
中 国 電 力	474.87	ペ ト ロ コ ー ク ス	25.90
三 菱 ケ ミ カ ル	278.55	ク ラ レ	22.84
大 阪 ソ ー ダ	222.77	日 清 オ イ リ オ グ ル ー プ	10.30
旭 化 成	175.00	そ の 他	66.10
E N E O S A 工 場	168.60	留 保 負 荷 量 (リザーブ)	196.19
E N E O S B 工 場	149.60	合 計	2,899.67

ウ 緊急時対策

大気汚染防止法第23条に定める緊急時の措置のほか、大気汚染による公害事象を未然に防止するため、予報及び情報制度を定めて、硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素及びばいじんの削減を実施している。

発令基準及び削減率

発令内容		1. 大気汚染予報		2. 大気汚染情報	
測定物質	規則対象物質	発令基準	削減率	発令基準	削減率
二酸化硫黄	硫黄酸化物			1時間値が0.10ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の10%以上
				1時間値が0.15ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上
浮遊粒子状物質	ばいじん				
一酸化炭素	一酸化炭素				
二酸化窒素	窒素酸化物				
オキシダント	窒素酸化物	気象条件から判断して、翌日以降のオキシダント濃度の1時間値が0.1ppmを超えるおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1時間値が0.1ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上
	炭化水素揮発性有機化合物		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛

発令内容		3. 大気汚染注意報		4. 大気汚染警報	
測定物質	規則対象物質	発 令 基 準	削減率	発 令 基 準	削減率
二酸化硫黄	硫酸化物	1. 1時間値が0.2ppm以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値が0.3ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合 3. 1時間値が0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合 4. 1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	届出計画値の40%以上	1. 1時間値が0.5ppm以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値が0.7ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合	届出計画値の60%以上
		5. 1時間値が0.5ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合	届出計画値の50%以上		
浮遊粒子状物質	ばいじん	1時間値が1立方メートルにつき2.0mg以上である大気の汚染状態が2時間継続した場合	届出計画値の20%以上	1時間値が1立方メートルにつき3.0mg以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合	届出計画値の40%以上
一酸化炭素	一酸化炭素	1時間値が30ppm以上である大気の汚染状態になった場合		1時間値が50ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	
二酸化窒素	窒素酸化物	1時間値が0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	届出計画値の20%以上	1時間値が1.0ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	届出計画値の40%以上
オキシダント	窒素酸化物	1時間値が0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	届出計画値の20%以上	1時間値が0.24ppm以上である大気の汚染の状態になった場合（警報1）	届出計画値の30%以上（警報1）
	炭化水素揮発性有機化合物		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛	1時間値が0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった場合（警報2）	届出計画値の40%以上（警報2） 炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛

備考① 「届出計画値」とは、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第7条第2項に規定するばい煙減少計画書による届出計画値をいう。

② 大気汚染注意報及び警報の発令基準は、発令基準の欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められたときとする。（大気汚染防止法施行令第11条参照）

③ オキシダントの大気汚染予報令に伴う削減措置の要請は、発令日の17時までに行い、削減措置は翌日の7時から実施するものとする。

(12) 悪 臭 ア 現 況

悪臭防止法に基づき、特定悪臭物質を排出する工場や事業場に対して規制を行っている。また、特定悪臭物質の測定を実施し、規制基準の遵守状況を確認している。令和3年度は7工場の敷地境界及び9工場の排出水中の特定悪臭物質を測定しており、全て規制基準に適合している。

イ 特定悪臭物質の測定

(ア) 敷地境界における測定件数

特定悪臭物質	測定件数			特定悪臭物質	測定件数		
	R1	R2	R3		R1	R2	R3
アンモニア	1	1	1	イソバレルアルデヒド	0	2	4
メチルメルカプタン	0	0	1	イソブタノール	4	4	6
硫化水素	0	0	1	酢酸エチル	4	4	6
硫化メチル	0	0	1	メチルイソブチルケトン	4	4	6
二硫化メチル	0	0	1	トルエン	4	4	6
トリメチルアミン	0	0	1	スチレン	4	4	6
アセトアルデヒド	0	2	4	キシレン	4	4	6
プロピオンアルデヒド	0	2	4	プロピオン酸	1	1	1
ノルマルブチルアルデヒド	0	2	4	ノルマル酪酸	1	1	1
イソブチルアルデヒド	0	2	4	ノルマル吉草酸	1	1	1
ノルマルバレルアルデヒド	0	2	4	イソ吉草酸	1	1	1

(イ) 排水水中における測定件数

特定悪臭物質	測定件数			特定悪臭物質	測定件数		
	R1	R2	R3		R1	R2	R3
メチルメルカプタン	10	8	9	硫化メチル	10	8	9
硫化水素	10	8	9	二硫化メチル	10	8	9

(13) 水 質

ア 水質汚濁の概要

倉敷市の主な水域は、一級河川の高梁川、二級河川の倉敷川、海域として水島海域、備讃瀬戸（児島海域）がある。

高梁川、倉敷川の水質は、平成 6 年度の渇水の影響により数年間悪化していたが、近年は横ばいの状況である。

水島海域の水質は、かつては水島臨海工業地帯の排水により、水島港を中心に汚濁が進行していたが、水島港の水質は改善されている。近年の環境基準達成率は横ばいの状況である。

海域環境基準達成状況

区分 \ 年度 率	R1		R2		R3	
	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)
健康項目	0/839	100	0/839	100	0/839	100
生活環境項目	189/1,378	86.3	221/1,314	83.2	211/1,314	83.9

河川環境基準達成状況

区分 \ 年度 率	R1		R2		R3	
	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)
健康項目	0/625	100	0/625	100	0/692	100
生活環境項目	21/560	96.3	42/560	92.5	40/560	92.9

※ m = 基準値を超える件数 n = 検査件数

イ 特定事業場数（令和4年3月31日現在）

特 定 事 業 場 の 区 分	日 平 均 排 水 量		合 計
	50㎡未満	50㎡以上	
畜房施設を設置するもの	6	0	6
食料品製造業に係るもの	77	6	83
繊維工業に係るもの	7	16	23
化学繊維製造業に係るもの	0	1	1
紙パルプ製造業に係るもの	1	0	1
印刷業に係るもの	6	0	6
化学工業に係るもの	6	21	27
石油精製業に係るもの	0	3	3
ゴム製品製造業に係るもの	2	0	2
窯業原料精製業または土石製品に係るもの	19	0	19
砕石業・砂利採集業に係るもの	2	0	2
鉄鋼業に係るもの	0	3	3
金属製品製造業または機械工業に係るもの	23	6	29
火力発電施設を設置するもの	0	2	2
浄水施設を設置するもの	2	3	5
旅館業に係るもの	48	9	57
洗濯業に係るもの	80	2	82
写真現像業に係るもの	17	0	17
病院に係るもの（300床以上）	3	0	3
自動車整備業に係るもの	9	0	9
自動式車両洗浄施設を設置するもの	171	0	171
研究試験検査または専門教育を行う事業場に係るもの	18	1	19
廃棄物処理施設に係るもの	5	0	5
し尿処理施設を設置するもの（501人槽以上）	1	14	15
下水道終末処理施設に係るもの	0	4	4
飲食店等に係るもの	14	7	21
みなし指定地域特定施設に係るもの	54	11	65
その他	4	0	4
合 計	575	109	684

(14) 騒音・振動

ア 現 況

騒音規制法及び振動規制法に基づき、特定施設を設置する事業場（特定工場）や特定建設作業について規制を行っている。特定工場及び特定建設作業については随時立入調査を行い、監視・指導を行っている。また、環境騒音、自動車騒音、道路交通振動、新幹線・鉄道騒音についての測定を実施し、環境基準等の達成状況の把握を行っている。

(ア) 特定工場及び特定施設数（令和4年3月31日現在）

	特定工場数	特定施設数
騒 音	646	6,960
振 動	456	4,674

(イ) 特定建設作業の届出数（令和3年度）

	届出数	備 考
騒 音	120	うち、87件はさく岩機を使用する作業、47件はバックホウを使用する作業
振 動	104	うち、66件はブレーカーを使用する作業、24件はくい打機等を使用する作業

イ 騒音・振動の測定

(ア) 道路に面する地域の面的評価

評価区間 (路線数)	R 1	R 2	R 3
	36 (12)	22 (11)	18 (10)

(イ) 道路に面する地域の環境騒音・道路交通振動

測定地点数	R 1	R 2	R 3
	2	3	3

(エ) 山陽新幹線騒音・振動

測定地点数	R 1	R 2	R 3
	3	3	3

(ウ) 一般地域の環境騒音

測定地点数	R 1	R 2	R 3
	3	3	3

(オ) 瀬戸大橋線鉄道騒音

測定地点数	R 1	R 2	R 3
	3	3	3

(15) 公害事件

三菱石油㈱水島製油所重油流出事故

昭和49年12月18日に、三菱石油㈱水島製油所構内の原油タンク（T-270タンク）から原油が漏洩し、油量約43,000klが流出、そのうち約7,500kl～9,500kl（推定）が海上へ流出したため海上汚染区域は、岡山県沿岸はもとより、香川、徳島、兵庫県の備讃瀬戸に及んだ。

この事故による倉敷市内の関連漁業に対する漁業補償額は、約13億4千万円が支払われた。

(16) 市民運動組織

松江地区公害対策委員会	昭和39年2月設立	塩生地区公害対策協議会	昭和46年8月設立
呼松町町内会公害部	〃 39年7月 〃	高島地区公害対策特別協議会	〃 46年10月 〃
広江地区公害対策委員会	〃 39年7月 〃	宇頭間地区公害対策委員会	〃 47年7月 〃
公害防止倉敷市民協議会	〃 42年2月 〃	公害病患者と家族の会	〃 47年9月 〃
宇野津自治会環境部	〃 44年8月 〃		

(17) 倉敷市公害防止施設改善資金融資制度

近年、より良い環境を望む住民の声が強いなかで、経営基盤の弱い中小企業にあっても公害防止施設の設置を回避することはできず、この設置に多額の資金を要するために経営面に悪化をきたすおそれがあるため、工場の適地移転、又は公害防止施設の改善を促進する積極的な資金援助のための融資制度が必要であり、本市では公害防止思想の啓発、施設の普及促進を図るため昭和47年4月1日公害防止施設改善助成条例を制定し、低利の資金融資並びに利子補給を継続実施している。

倉敷市公害防止施設改善等助成条例及び施行規則概要

(ア) 資格条件

- ・引き続き市内で1年以上同一事業を営む中小企業者
- ・市税を完納していること
- ・資金の返済が確実であると認められるもの
- ・施設の改善又は移転を行う者で、県又は市から勧告若しくは指導を受けた者

(イ) 融資条件

- | | | | |
|-------|---|----------|------------------|
| ・使 途 | 公害防止施設の設置改善 | ・限 度 額 | 1貸付1,500万円 |
| ・期 間 | 7年以内 | ・返済方法 | 月賦均等償還（据置1年以内） |
| ・保証料率 | 保証協会において定める料率 | ・保証人及び担保 | 保証協会の定めによるものとする。 |
| ・貸付金利 | 年1.80パーセント（ただし、責任共有制度の対象にならない保証協会の保証を受けるときは、年1.65パーセント）（変動制、令和元年7月より） | | |

(ウ) 取扱時期

年間随時

(エ) 取扱窓口

環境政策部環境政策課

(オ) 取扱銀行

中国銀行、トマト銀行、水島信用金庫、玉島信用金庫、おかやま信用金庫

(カ) 利子補給

貸付利率の50パーセント以内（毎年2月受付）

(18) 倉敷市自然環境保全条例

自然環境の保全と回復を図ることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として昭和49年3月29日、本条例を制定、昭和49年6月1日から施行された。

・倉敷市自然保護監視員

倉敷市自然環境保全条例第32条の規定に基づき、自然環境の保全、復元施策について、円滑かつ有効な実施を促進するため、26人の監視員を委嘱している。

(19) 倉敷市生物多様性地域戦略の策定（平成26年3月）

生物多様性基本法第13条に基づき、倉敷市第二次環境基本計画の望ましい環境像「自然と人が共生し次代へつなぐ健全で恵み豊かな環境」の達成を目的として、平成26年3月に「倉敷市生物多様性地域戦略」を策定し、倉敷市域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して、総合的・計画的に推進している。

4 . 廃棄物対策

(1) ごみ処理

ア ごみ処理状況（令和3年度）

・ごみ種別排出量

ごみ種	排出量（t）
燃やせるごみ	149,492
資源ごみ	7,659
不燃ごみ	211
埋立ごみ	1,460
粗大ごみ	3,583
使用済小型家電	941
使用済乾電池	118
合計	163,464

・処理方法別処理量

処理方法	処理量（t）	
中間処理	破碎処理量	3,711
	焼却処理量	181,942
資源化処理	資源化量	79,736
最終処分	埋立処分量	3,432

イ ごみ処理機動力（直営）

（令和4.4.1現在）

区分		水島環境センター
作業員	収集作業（人）	47
収集車両	トラック	3
	トラック（3t低床車）	5
	小型ダンプ	1
	特殊車（4t）	11
	特殊車（3t）	13
	特殊車（2t）	13
	計	46

※ 直営収集は倉敷地区の一部のみ

ウ 家庭ごみの収集

五 種 分 別 収 集	
燃 や せ る ご み	週 2 回（ごみステーションから収集）
資 源 ご み	月 1 回（ 〃 ）
埋 立 ご み	月 1 回（ 〃 ）
使 用 済 み 乾 電 池	上記すべての収集日（ 〃 ）
粗 大 ご み	戸別（有料）収集

※ 平成13年4月から粗大ごみ処理手数料有料化

※ 平成25年5月からふれあい収集を開始

エ 一般廃棄物処理手数料

- ・家庭ごみ（不燃物を市の処理場へ搬入する場合）

4,000kg まで無料

4,000kg を超え 6,000kg まで 2,158 円

6,000kg を超えるもの 2,000kg ごとに 1,079 円を加算する。

- ・事業ごみ（可燃物、不燃物）

（平成 9 年 4 月 1 日から）

100kg まで 600 円

100kg を超えるもの 100kg ごとに 600 円を加算する。

（平成 9 年 11 月 1 日から）

20kg につき 120 円（端数切り上げ）

（平成 10 年 4 月 1 日から）

10kg につき 60 円（端数切り上げ）

（平成 13 年 4 月 1 日から）

10kg につき 90 円（端数切り上げ）

（平成 18 年 4 月 1 日から）

10kg につき 130 円（端数切り上げ）

（平成 26 年 4 月 1 日から）

10kg につき 133 円（端数切り上げ）

（令和元年 10 月 1 日から）

10kg につき 136 円（端数切り上げ）

〔 真備地区
10kg につき 100 円 〕

- ・犬、猫等の死体

1 体につき 1,048 円

オ 産業廃棄物処理費用

市が処理できる産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のもので、市長があらかじめ認めたもの。

一般廃棄物処理手数料（事業ごみ）と同額

(2) ごみ処理施設

ア 焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設

施設名称	水島清掃工場	倉敷西部清掃施設 組合清掃工場	吉備路 クリーンセンター	倉敷市・資源循環型 廃棄物処理施設
設置主体	倉敷市	倉敷西部清掃施設組合	総社広域環境施設組合	水島エコワークス株式会社 (倉敷市 PFI 事業)
所在地	水島川崎通 1-1-4	玉島道越 888-1	真備町箭田 481	水島川崎通 1-14-5
竣工年月	平成 6 年 12 月	平成 10 年 3 月	平成 9 年 3 月	平成 17 年 3 月
敷地面積	9,917 m ²	5,764 m ²	15,000 m ²	33,281 m ²
建築面積	4,377 m ²	2,057 m ²	6,300 m ²	9,185 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート 造	鉄骨鉄筋コンクリート 造	鉄骨鉄筋コンクリート 造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コン クリート造
炉形式	全連続式ストーカ炉	全連続式流動床炉	全連続式流動床炉	全連続式ガス化熔融炉 (ガス化改質方式)
処理能力	300t/24h (150t/24h×2 炉)	180t/24h (90t/24h×2 炉)	180t/24h (90t/24h×2 炉)	555t/24h (185t/24h×3 炉) 内訳 一般廃棄物等 303t/24h 産業廃棄物 252t/24h
建設費	① 17,679,950 千円 ② 4,949,702 千円 ① 当初建設費 ② 改良工事費	6,993,700 千円	11,755,815 千円	10,361,043 千円
	国庫補助	① 2,422,500 千円 ② 2,096,290 千円	1,052,665 千円	1,209,066 千円
	起債	① 13,110,200 千円 ② 2,483,700 千円	5,205,100 千円	8,619,800 千円
	一般財源	① 2,147,250 千円 ② 369,712 千円	735,935 千円	1,926,949 千円
				数値は一般廃棄物等相当 分
工事施工者	日立造船(株)	(株)荏原製作所	(株)神戸製鋼所	JFE エンジニアリング(株)
備考	平成 25 年度から平成 28 年度にかけて基幹的 設備改良工事を実施	平成 17 年 9 月、処理 能力を 120t/日 から 180t/日に変更	—	—

焼却処理の状況

(令和3年度)

		市 内 処 理				計
		水島清掃工場	西部清掃工場	水島エコワークス	吉備路クリーンセンター	
搬入量	倉 敷 市	75,231	20,564	62,783	6,233	164,811
	早 島 町	3,734	—	—	—	3,734
	金 光 町	—	3,175	—	—	3,175
	そ の 他	1,629				1,629
	計	80,595	23,739	62,783	6,233	173,349
焼却量 (t)		86,276	25,493	63,940	6,233	181,942

(注) 焼却量は、ピット残量調整及び貯留分焼却が含まれているため搬入量より多い。

計は、四捨五入のため合わないことがある。

イ 粗大ごみ処理施設

施設名称	東部粗大ごみ処理場	吉備路クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	二子1917-4	真備町箭田481
竣工年月	平成6年3月	平成9年3月
敷地面積	6,870㎡	15,000㎡
建築面積	1,043㎡	6,300㎡
処理対象品目	粗大ごみ	粗大ごみ
処理能力	80t/日	36t/日
運転時間	1日5時間運転	1日5時間運転
設備内容	破碎方式	2段式破碎 (不燃性) 2段式破碎 (可燃性) せん断往復式
	選別方式	4種選別(鉄類 アルミ類可燃物 不燃埋立物)
建設費	国庫補助	2,894,300千円
	起債	1,064,200千円
	一般財源	1,611,500千円
	一般財源	218,600千円
工事施工者	極東開発工業(株)	(株)神戸製鋼所

ウ 資源選別関連施設

施設名称	資源選別所	吉備路クリーンセンター ストック・カレットヤード
所在地	水島川崎通1-18	真備町箭田481
竣工年月	平成8年3月	平成9年3月
敷地面積	6,400㎡	15,000㎡
建築面積	1,597㎡	6,300㎡
設備内容	管理棟	138㎡
	選別棟	1,014㎡
	コンテナ倉庫	208㎡
設備内容	ストックヤード	237㎡
	ストックヤード	1352.52㎡ (カレットヤード含む)
処理対象品目	びん類	資源ごみ
処理能力	15t/日	—
運転時間	1日5時間運転	—
設備内容	破碎方式	—
	選別方式	手選別
建設費	国庫補助	251,306千円
	起債	—
	一般財源	197,600千円
	一般財源	53,706千円
工事施工者	(株)菱水エステック (株)コスガデンキ (有)小田設備	前頁 焼却処理施設建設費に含む (株)神戸製鋼所

エ リサイクル関連施設

施設名称		倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）
所在地		児島小川町3697-4
竣工年月		平成16年11月
敷地面積		10,111㎡
建築面積	本体建物	827㎡ (リサイクル推進センター：536㎡ 環境センター：99㎡、共用部分：192㎡)
	バイオディーゼルプラント	34㎡
	ストックヤード	315㎡
開館時間		9：00～17：15（毎週月曜日及び年末年始休館）
施設内容		リサイクル学習室、リサイクル体験室ほか
バイオディーゼルプラント概要		処理能力：100リットル/バッチ・7時間
太陽光発電設備		設備容量：20kW
建設費	893,772千円（用地費525,972千円含む。）	
	起債	687,000千円
	県補助金	32,920千円
	一般財源	173,852千円
工事施工者		(株)綾野工務店 東海電機(株) (株)児島配管 白神建設

オ 最終処分場

処 分 場 名	東部最終処分場（2期）	
設 置 主 体	倉敷市	
所 在 地	二子1923-5	
埋 立 面 積	33,000㎡	
埋 立 容 量	330,000㎥	
埋立期間	埋 立 開 始	平成15年3月
	終 了	令和21年3月（予定） （残余容量調査による）
建 設 費	1,389,683千円	
	国 庫 補 助	551,702千円
	起 債	795,900千円
	一 般 財 源	42,081千円
工 事 施 工 者	間組・大森工務店ほか	

(3) し尿処理

ア し尿処理状況

（令和3年度）

区 分			計	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	庄	茶屋町	船 穂	真 備
行 政 区 域 総 人 口（人）			478,651	200,153	88,712	66,164	62,882	15,596	16,468	8,084	20,592
処 理 対 象 区 域 人 口（人）			478,651	200,153	88,712	66,164	62,882	15,596	16,468	8,084	20,592
同 上 内 訳	水洗化人口	公共下水道（人）	365,304	158,889	77,176	52,557	45,239	4,669	11,736	5,001	10,037
		浄化槽（人）	86,842	34,386	8,233	9,191	12,121	9,758	4,032	2,049	7,072
		農業集落排水（人）	828	338	0	0	0	0	0	239	251
	汲取人口	計画収集（人）	19,844	3,385	2,357	6,776	3,862	628	297	563	1,976
		自家処理（人）	386	68	16	84	135	47	9	27	0
実績	汲取し尿	年間収集量（kℓ）	21,349	3,815	4,019	3,980	4,727	1,312	343	653	2,500
	浄化槽汚泥	年間収集量（kℓ）	85,345	26,568	18,888	7,949	12,062	6,019	2,948	1,684	9,227
	計（kℓ）		106,694	30,383	22,907	11,929	16,789	7,331	3,291	2,337	11,727

（注）計は、四捨五入のため合わないことがある。

イ 直営、許可業者別年間収集量

（令和3年度）

区 分	直 営	許 可 業 者		計	
	し 尿	し 尿	浄 化 槽	し 尿	浄 化 槽
年間収集量（kℓ）	3,980	17,369	85,345	21,349	85,345

ウ 処理施設

施 設 名 称		白 楽 町 し 尿 処 理 場	水 島 し 尿 処 理 場	児 島 衛 生 セ ン タ ー	玉 島 し 尿 処 理 場	備 南 衛 生 施 設 組 合 (清 鶴 苑)	総 社 広 域 環 境 施 設 組 合 (アクアセンター) 吉 備 路
設 置 主 体 名		倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市、岡山市、早島町	総社市、倉敷市
所 在 地		白楽町424	水島川崎通1丁目	児島小川町3670	玉島乙島8255	茶屋町1919	総社市窪木1101-1
竣 工 年 月		昭和40年3月	昭和44年3月	し尿処理業務し尿処理は、児島下水処理場が担当している。	昭和56年10月	昭和60年11月	平成19年1月
敷 地 面 積		10,040㎡	10,479㎡		7,057㎡	5,184㎡	14,417㎡
建 築 面 積		278㎡	180㎡		614㎡	1,998㎡	1,812㎡
処 理 能 力		240kℓ／日	128kℓ／日	85kℓ／日	70kℓ／日	80kℓ／日	90kℓ／日
建 設 費		118,824,601円	187,627,430円	－ (児島下水処理場内)	305,812,000円	1,649,445,000円	2,408,700,000円
内 訳	国庫補助	33,000,000円	51,500,000円		150,000,000円	534,374,000円	－
	県補助	1,980,000円	3,070,000円		－	－	－
	起債	53,500,000円	81,700,000円		117,600,000円	621,100,000円	2,112,500,000円
	一般財源	30,344,601円	51,357,430円		38,212,000円	493,971,000円 指定寄付51,188千円含	296,200,000円
工 事 施 工 者		荏原インフィルコ	荏原インフィルコ	荏原インフィルコ	久保田鉄工	クボタ	

エ し尿処理機動力

(令和4.3.31現在)

区分			倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備	計
直営	収集作業員(人)	し尿			10						10
		浄化槽汚泥									
	収集車両(台)	し尿			10						10
		浄化槽汚泥									
	年間収集量(kl)	し尿			3,980						3,980
		浄化槽汚泥									
許可業者	業者数	し尿									
		浄化槽汚泥	12		1	2	1		1	1	17
	収集作業員(人)	し尿	52			18	21		11	21	123
		浄化槽汚泥			4						4
	収集車両(台)	し尿	28			7	3	2	3	7	50
		浄化槽汚泥			2						2
	年間収集量(kl)	し尿	3,815	4,019		4,727	1,312	343	653	2,500	17,369
		浄化槽汚泥	26,568	18,888	7,949	12,062	6,019	2,948	1,684	9,227	85,345
	計(kl)		30,383	22,907	11,929	16,789	7,331	3,291	2,337	11,727	106,694

(注) 計は、四捨五入のため合わないことがある。

オ し尿くみ取り手数料

・現行料金（令和元年10月1日から）

1回の収集につき、アからエまでの規定により算出した額を徴収する。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、該当端数金額を切り捨てる。

ア 72リットルまで748円

イ 72リットルを超える場合は、超過分に対し、18リットル（18リットル未満は、18リットルとみなす。以下同じ）ごとに187円を加算する。

ウ 使用するホースが40メートルを超える場合は、330円を加算する。

エ 下水道法第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、公示された日から3年を経過した区域については、収集量全体に対し、18リットルごとに33円を加算する。

(4) ごみ減量化協力団体報奨金交付制度

ごみの減量と資源化を促進する目的で、子ども会・PTA・町内会等の団体が行う資源回収活動に、報奨金を交付し、活動を奨励するため「倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱」を定め、昭和63年10月から実施した。

ア 対象となる団体……地域住民で構成する営利を目的としない団体。（子ども会・PTA・町内会・老人会・婦人会など）

イ 対象となる品目……古紙類・繊維類・びん類・金属類・ペットボトルなどで再生資源回収業者が引き取り、又は環境センター等へ搬入した資源物。

ウ 報 奨 金 の 額……対象品目 1 キログラム当たり6円。

	対 象 期 間	申 請 時 期
前 期	2月から8月実施分	9月1日から9月20日まで
後 期	9月から1月実施分	2月1日から2月20日まで

エ 報奨金の交付状況（令和3年度）

・団体数 927団体

・回収量 8,815,911kg

・報奨金 52,895,459円

オ ごみ減量化協力団体登録数（R4.3.31現在）

区分	地区	子ども会	PTA	老人会	町内会	婦人会	その他	計
倉 敷		92	37	8	217	4	74	432
水 島		35	25	5	92	0	18	175
児 島		27	18	21	60	6	34	166
玉 島		27	17	10	129	3	33	219
真 備		3	9	0	6	0	2	20
船 穂		9	2	0	8	0	2	21
計		193	108	44	512	13	163	1,033

(5) 生ごみ処理容器購入費補助金交付制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のリサイクル意識の高揚及びごみの減量を促進するため、平成4年4月1日から、生ごみたい肥化容器を購入した者に対し、購入費の一部を補助する「生ごみたい肥化容器購入補助金交付制度」を設け、実施している。

平成20年10月1日からは、新たに電気式の生ごみ処理機等を補助対象に加え、「生ごみ処理容器購入費補助金交付制度」として、実施している。

平成20年10月1日からは、生ごみたい肥化容器については補助率及び補助限度額を、電気式生ごみ処理機については補助限度額を引き上げた。また、補助対象基数も5年を経過すれば再申請ができるよう改正した。

ア 対象者等……市内に住所を有し、居住している世帯主であること。市内に容器を設置し適切な管理ができること。たい肥化した生ごみを自家処理できること。市税を完納していること。なお、購入から1年以内の

容器が補助対象。

- イ 補助内容……生ごみたい肥化容器について、補助率、補助限度額は容器の購入に要した経費の3分の2で容器1基につき5,000円。補助基数は1世帯あたりコンポスト型又はボカシ容器型でそれぞれ2基まで（補助を受けてから5年を経過した容器を除く）。ただし、船穂地区内の生ごみ戸別収集協力世帯が指定の容器を設置する場合は、基数制限なし。電気式生ごみ処理機について、補助率、補助限度額は購入に要した経費の2分の1で30,000円。補助基数は1世帯あたり1基。ただし、補助を受けてから5年を経過した処理機を除く。

ウ 生ごみ処理容器購入費補助金交付基数（令和3年度）

区 分	交 付 基 数	交 付 金 額
生ごみたい肥化容器	164基	519,600円
生 ご み 処 理 機	120基	2,557,200円
計	284基	3,076,800円

(6) ペットボトル拠点回収事業

ペットボトルのリサイクルを進めるため、市内のスーパーマーケット、百貨店の店頭回収容器を置いて回収リサイクルした。

- ・回収拠点（回収協力店）……92拠点（令和3年度末現在）
- ・拠点回収量…… 405 t

リサイクルシンボルキャラクター「リックル」

平成11年度に一般公募により、決定した。



(7) マイバッグ・マイ箸運動の推進

倉敷市では、自然環境の保護とごみの減量化の観点から、マイバッグ・マイ箸運動の推進を実施している。

平成22年6月からは、県下統一ノーレジ袋デーを毎月10日と定めて、市民団体のみなさんとスーパーマーケットの店頭で啓発活動を実施している。

また、平成22年10月からは、「マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度」を制定し、市民、事業者、行政の協働で積極的な取組みを実施している。

ア 倉敷市マイバッグ・マイ箸運動協力店認定制度（令和4年3月31日現在）

マイバッグ部門認定店舗数……48店舗

マイ箸部門認定店舗数…… 6店舗

(8) 倉敷市リサイクル推進センター運営事業

市民、事業者と協働してごみ減量とリサイクルの推進に取り組み、市民の自主的な活動を支援するため、平成16年10月31日に倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）を開館した。この施設では、不用品の修理再生、再生品の展示・提供、リサイクル体験学習、廃食用油の燃料化といった事業を行っている。

（令和3年度実績）

- ・リサイクル体験講座 開催 27講座 参加者 340名
- ・廃食用油燃料化事業 精製燃料 9,010ℓ 燃料使用公用車 6 台
- ・木製品提供 427点 古着提供 17,972点 古本提供 3,890点 マイバッグ提供 475点
- ・BDFカーターの体験走行（バイオディーゼル燃料の啓発、リサイクルの体験） 2回 29名

(9) 省資源運動の推進

ア 家庭用品再利用銀行

昭和51年5月1日に開設し、使用しなくなった家庭用品の有効活用を促進。平成21年4月から、リサイクル推進センター「クルクルセンター」へ業務移管。

- ・対象となる品 家具、電気ガス器具類、楽器、学用品類、玩具、ベビー用品等
- ・登録方法 提供・譲受希望者ともに住所・氏名・電話番号・品名等を直接、または電話で登録
- ・取引 譲受希望者に品物の情報を提供し、当事者間の話し合いにより成立

イ 利用状況

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3
提供	246	192	199	131
希望	299	259	224	184
紹介	234	160	186	136
成立	145	105	116	85

(10) 産業廃棄物対策

概要

工場・事業所等の事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者自ら処理する責任があり、自ら処理できない場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされている。

主な業務は、産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設、使用済自動車の解体・破砕業に係る許可、指導及び立入検査等を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、再生利用及び適正処理の推進、市民・事業者に対して産業廃棄物に関する正しい知識の提供等の啓発活動、産業廃棄物の不適正処理に起因する環境問題の改善指導を行う。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、その確実かつ適正な処理を推進するため、保管状況等について指導、立入検査等を行っている。

ア 発生抑制の推進

(ア) 産業廃棄物の減量化を図るため、排出事業場への立入検査を実施し、発生抑制、リサイクルについて指導する。

(イ) 多量に産業廃棄物を排出する事業場に対し、減量・再生利用等を盛り込んだ処理計画を作成し、実行するよう指導する。

イ 適正処理の推進

(ア) 排出事業者及び処理業者へ法令を遵守した適正な処理を実施するよう指導の強化を図る。

(イ) 産業廃棄物処理施設等への立入調査・検査体制を充実し、適正な維持管理等について指導の強化を図る。

立入検査の実施状況 (令和3年度)

区分	一般立入件数	苦情対応件数
事業者	1,636	25
処理業者	806	0
合計	2,442	25

苦情対応等の内訳 (令和3年度)

区分	件数
不法投棄	3
不適正保管	7
不適正処理	0
野外焼却	15
不適正焼却	0
その他	0
合計	25

ウ 啓発活動の推進

(ア) 産業廃棄物の排出事業場・処理業者・再生利用業者に対し、講習会などを通じて関係法令等の周知に努める。

(イ) インターネット等を活用し、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努める。

エ 不法投棄防止対策の推進

(ア) 不法投棄防止のため、産業廃棄物の発生から処分までの過程を確認する産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の実施について、排出事業者・収集運搬業者・最終処分業者への指導の徹底を図るとともに立入時に管理票の提示を求め、適正に運用しているか確認する。

- (イ) 関係機関との連携を図り、産業廃棄物の不法投棄防止に努めるとともに、不法投棄の早期発見と不適正処理未然防止のため、航空機による上空からの監視を行い、適正処理の確保に努める。
- (ウ) 産業廃棄物の不法投棄、野外焼却などの不適正処理に起因する環境問題に対応するため、警察OBを産業廃棄物監視指導員として任命し、市内パトロール・改善指導を行う。
- (エ) 平日昼間の監視パトロールに加え、平成20年度からは夜間・休日においても監視パトロールを民間警備会社に委託し、監視体制を強化している。
- (オ) 産業廃棄物の不法投棄については、関係機関の協力を得て不法投棄者を究明し、投棄物の撤去、処分等に関し強力な指導を行い原状回復に努める。

オ 産業廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の政令で定める産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設	許可対象規模
汚泥の脱水施設	1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの
汚泥の乾燥施設	1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの
汚泥の天日乾燥施設	1日当たりの処理能力が100m ³ を超えるもの
汚泥の焼却施設 (PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)	1日当たりの処理能力が5m ³ を超えるもの 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの
廃油の油水分離施設	1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの
廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く。)	1日当たりの処理能力が1m ³ を超えるもの 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの
廃酸又は廃アルカリの中和施設	1日当たりの処理能力が50m ³ を超えるもの
廃プラスチック類の破碎施設	1日当たりの処理能力が5 tを超えるもの
廃プラスチック類の焼却施設 (PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)	1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの 火格子面積が2m ² 以上のもの
木くず又はがれき類の破碎施設	1日当たりの処理能力が5 tを超えるもの
有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全てのもの
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全てのもの
廃水銀等の硫化施設	全てのもの
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全てのもの
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全てのもの
廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全てのもの
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全てのもの
PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全てのもの
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等を除く。)	1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの
遮断型最終処分場	全てのもの
安定型最終処分場	全てのもの
管理型最終処分場	全てのもの

カ 産業廃棄物処理施設設置数

(令和3年度末)

産業廃棄物処理施設	許可施設数
汚泥の脱水施設	11
汚泥の焼却施設	8
廃油の油水分離施設	5
廃油の焼却施設	4
廃プラスチック類の破碎施設	15
廃プラスチック類の焼却施設	5
木くず又ははがれき類の破碎施設	63
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	2
廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	0
産業廃棄物の焼却施設	14
安定型最終処分場	4
管理型最終処分場	2

キ 産業廃棄物処理業許可数

(令和3年度末)

産業廃棄物処理業	許可数
産業廃棄物収集運搬業	114
特別管理産業廃棄物収集運搬業	16
産業廃棄物処分業	79
特別管理産業廃棄物処分業	7

5. 下水道事業

本市の下水道事業は、地形的な制約により、倉敷処理区（現在は倉敷処理分区に統合）・水島処理区・児島処理区・玉島処理区・船穂処理区（玉島下水処理場に流入）・真備処理区の6処理区、及び倉敷処理分区（児島湖流域関連公共下水道）に分けて施行してきた。倉敷処理区は昭和30年、水島処理区は昭和39年、児島処理区は昭和27年、玉島処理区は昭和50年、船穂処理区は平成8年、そして真備処理区は平成10年にそれぞれ事業に着手し、令和4年3月までに約5,127億円を投じて8,890haの区域を整備し、その人口普及率は81.8%となっている。

健康で文化的な生活環境づくり、川や海などの公共用水域の水質保全のために最も重要な都市施設である下水道の整備を市政の重点施策の一つとして事業を進めており、平成28年度を初年度とする倉敷市下水道事業経営戦略ビジョンでは、人口普及率を76.2%（平成26年度末）から82.4%（令和7年度末）まで上昇させることとし、人口普及率の向上・下水道施設のストックマネジメント計画及び耐震対策を重点に事業を展開している。

平成31年4月からは、下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に的確に取り組むため、平成30年度までの官公庁会計による「下水道事業特別会計」「農業集落排水事業特別会計」を廃止し、地方公営企業法の一部（財務）適用を行い、公営企業会計方式へ移行した。

また、近年の気候変動に伴う豪雨による大規模な水害が全国的に発生しており、本市においても道路冠水等の内水による浸水被害の発生頻度も高くなっている。

令和3年度からは、「倉敷市雨水管理総合計画」に基づき浸水対策事業に着手しており、当面の対策として、浸水実績箇所のうち床上浸水箇所を解消するため、雨水ポンプ場の整備を行っている。

(1) 処理区別の状況（令和3年度末現在）

- ① 倉敷処理分区は、市街地を中心として3,423haの区域を整備し、児島湖流域下水道浄化センターへ接続し高度処理を実施している。また、引き続き面的整備を推進している。
- ② 水島処理区は、市街地を中心として2,103haの区域が整備され、水島下水処理場で高度処理を実施している。また、引き続き面的整備を推進している。
- ③ 児島処理区は、市街地を中心として1,433haの区域が整備され、児島下水処理場で高度処理を実施している。また、引き続き面的整備を推進している。
- ④ 玉島処理区は、市街地を中心として1,440haの区域が整備され、玉島下水処理場で高度処理を実施している。また、引き続き面的整備を推進している。
- ⑤ 船穂処理区は、市街地を中心として205haの区域が整備され、玉島下水処理場へ接続し高度処理を実施している。また、引き続き面的整備を推進している。
- ⑥ 真備処理区は、市街地を中心として286haの区域が整備され、真備浄化センターで高度処理を実施している。また、引き続き面的整備を推進している。

(2) 令和4年度処理区別事業計画

※ 令和4年度当初予算ベース

処 理 区	管 き よ	ポ ン プ 場	処 理 場
倉敷処理分区	φ 200mm L = 3,470 m(未普及) φ 150mm～φ 600mm L = 800 m(ストックマネジ メント)	倉敷中第2ポンプ場 防食工事(未普及) 倉敷東第4ポンプ場 耐震補強工事(地震対策)	
水島処理区	φ 200mm L = 944 m(未普及) φ 150mm～φ 600mm L = 800m(ストックマネジメ ント) □1,000×□1,650mm L = 70 m(地震対策)	水島東ポンプ場 沈砂池設備工事(ストックマ ネジメント) 耐震補強工事(地震対策)	水島下水処理場 最終沈殿池設備工事(ストックマネ ジメント) 沈砂池上屋塗装工事(ストックマネ ジメント) 雨水放流渠耐震補強工事(地震対策) 汚泥棟耐震補強工事(地震対策) 汚水ポンプ設備工事(地震対策)
児島処理区	φ 200mm L = 1,774 m(未普及) φ 150mm～φ 600mm L = 1,600 m(ストックマネ ジメント) φ 800mm～φ 1,800mm L = 500 m(地震対策)	下の町ポンプ場 沈砂池設備工事(ストックマ ネジメント) 耐震補強工事(地震対策)	児島下水処理場 計測設備工事(ストックマネジメン ト) 沈砂池設備工事(ストックマネジメ ント) 汚泥貯留機械設備工事(地震対策) 最終沈殿池耐震補強工事(地震対策) 雨水放流渠耐震補強工事(地震対 策) 滅菌室耐震補強工事(地震対策)
玉島・船穂・ 真備処理区	φ 200mm L = 1,761 m(未普及) φ 150mm～φ 600mm L = 800 m(ストックマネジ メント) φ 250mm L = 20 m(地震対策)		玉島下水処理場 ポンプ棟ほか耐震補強工事(地震対 策) 接触タンク耐震補強工事(地震対策)

※ 児島湖流域関連倉敷処理分区と倉敷処理区を合わせたものである。

(3) 事業計画の概要

① 倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン(平成28年度～令和7年度)

総事業費	整備面積	整備人口	人口普及率
510億円	約725ha	24,700人	82.4%

(4) 事業の実績

① 実績

年度	処理区	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理人口普及率 (%)	管きよ延長 (m)	建設改良費 (千円)
～R2年度		8,853	389,926	81.1	2,029,656	508,251,713
R3年度		21	1,446	81.8	5,864	4,454,838
計		8,874	391,372		2,035,520	512,706,551

※ 建設改良費に関して、

- ・～平成30年度は特別会計における建設事業費(流域関連負担金含む)。
- ・真備、船穂の実績は合併(H17.8.1)以降を含む。

※ 処理人口に関して、単年度の実績は人口変動による増減も含む。

② 建設改良費の財源

(単位：千円)

区分 年度	建設改良費	財 源			
		国庫補助金	企業債	負担金及び 分担金	その他
～R2年度	508,251,713	135,774,424	313,814,114	3,838,743	54,824,432
R3年度	4,454,838	1,427,763	2,539,600	83,665	403,810
計	512,706,551	137,202,187	316,353,714	3,922,408	55,228,242

③ 令和3年度の実績（処理区別）

(R4. 3. 31現在)

処理区 区分	倉敷処理分区 (流域分含む)	水島処理区	児島処理区	玉島処理区	船穂処理区	真備処理区	計
処理面積 (ha)	3,417	2,103	1,433	1,430	205	286	8,874
住民基本台帳 人口 (人)	243,406	89,820	53,867	62,882	8,084	20,592	478,651
処理人口 (人)	191,604	83,719	49,418	49,621	6,324	10,686	391,372
人口普及率 (%)	78.7	93.2	91.7	78.9	78.2	51.9	81.8
管きょ延長 (m)	2,558	864	1,147	49	1,136	110	5,864
	827,674	503,061	295,081	278,749	56,630	74,325	2,035,520

※ 旧倉敷下水処理場は、倉敷雨水貯留センターとして、供用開始している（ポンプ場扱い）。

(5) 下水処理施設

(R4. 3. 31現在)

名 称	処理方法 (現有施設)	運転開始 (年月)	敷地面積 (㎡)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	日平均処理 汚水量 (㎥/日)	日最大処理 能力 (㎥/日)
水島下水処理場	・凝集剤添加硝化 脱窒法（担体投 入）＋砂ろ過 ・凝集剤添加標準 活性汚泥法（段 階的高度処理運 転窒素除去）	S51. 4	52,900	(2,722) 2,099	(85,230) 84,011	24,878	(47,000) [59,400] 59,400
児島下水処理場	・凝集剤添加硝化 脱窒法（浮遊 型） ＋砂ろ過 ・凝集剤添加標準 活性汚泥法（段 階的高度処理運 転窒素除去）	S45. 7	78,500	(1,627) 1,430	(44,630) 50,237	15,812	(24,700) [27,250] 27,250
玉島下水処理場	・凝集剤添加硝化 脱窒法（浮遊 型） ＋砂ろ過 ・凝集剤添加標準 活性汚泥法（段 階的高度処理運 転窒素除去）	S57. 6	89,180	(2,615) 1,632	(62,060) 53,906	13,355	(35,300) [29,300] 17,600
真備浄化センター	・高度処理オキシ デ ー シ ョ ン ディッチ法＋凝 集剤添加＋砂ろ 過	H16. 3	43,600	(674) 286	(17,820) 10,487	2,287	(7,500) [6,000] 6,000
計			264,180	(7,638) 5,447	(209,740) 198,641	56,332	(114,500) [121,950] 110,250

※ （ ）書は全体計画値。ただし、流域関連分は除く。

※ 日最大処理能力は、（上段）：全体計画、[中段]：事業計画、下段：既設能力の値を示す。

※ 玉島下水処理場の処理能力・処理人口は船穂地区を含む。

※ 旧倉敷下水処理場は、倉敷雨水貯留センターとして、供用開始している（ポンプ場扱い）。

(6) ポンプ場施設

(R4. 3. 31現在)

	名 称		所 在 地	運転開始 年月	敷地面積 (㎡) 現有	排水面積 (ha) 事業計画	現有能力 (㎡／分)
倉 敷	倉敷中第 2 ポンプ場		羽島	H3. 3	1, 935	387. 8	12. 10
	倉敷中第 3 ポンプ場		日ノ出町 2 丁目	H3. 8	627	111. 4	4. 20
	倉敷中第 1 ポンプ場		白楽町	H4. 4	3, 624	895. 1	36. 40
	倉敷東第 2 ポンプ場		亀山	H12. 4	855	96. 0	1. 40
	吉岡川第 2 ポンプ場		粒浦	H13. 10	10, 780	1, 219. 1	21. 50
	倉敷東第 4 ポンプ場		藤戸町天城	H14. 4	1, 867	385. 4	2. 90
	倉敷北第 3 ポンプ場		中庄	H16. 4	3, 116	358. 8	5. 00
水 島	水島東ポンプ場		中畝 3・4 丁目	S63. 6	779	1, 399. 0	14. 40
	鶴の浦ポンプ場		鶴の浦 3 丁目	H6. 1	555	109. 80	2. 40
	松江ポンプ場		松江 1 丁目	H17. 4	992	162. 29	2. 70
	塩生ポンプ場		児島塩生	H26. 2	549	124. 06	1. 77
児 島	下の町ポンプ場	(汚水)	児島下の町 10 丁目	S40. 4	5, 404	24. 60	24. 60
		(雨水)				304. 00	304. 00
	阿津ポンプ場 (雨水)		児島駅前 4 丁目	S50. 4	12, 013	227. 8	1, 344. 00
	阿津第 2 ポンプ場		児島阿津 1 丁目	H5. 6	381	116. 3	1. 90
	田の口ポンプ場	(汚水)	児島田の口 5 丁目	H10. 4	3, 624	2. 30	2. 30
		(雨水)				162. 00	162. 00
	下津井ポンプ場		下津井吹上 2 丁目	H10. 10	357	89. 8	1. 50
玉 島	玉島北第 1 ポンプ場		玉島長尾	H8. 2	1, 336	81. 2	1. 80
	玉島北第 2 ポンプ場		玉島爪崎	H8. 3	1, 216	54. 2	1. 70
	柏島ポンプ場		玉島柏島	H15. 4	2, 798	281. 3	2. 50
	玉島北第 3 ポンプ場		玉島八島	H16. 4	3, 290	144. 5	1. 60
	阿賀崎第 1 ポンプ場		玉島阿賀崎	H27. 4	255	142. 6	2. 5
船 穂	船穂雨水ポンプ場 (雨水)		船穂町船穂	H14. 3	3, 559	2. 9	200. 00
	船穂中新田ポンプ場		船穂町船穂	H14. 10	377	249. 2	2. 40

※ 揚水能力は予備機を含まず。

(7) 受益者負担金

下水道が利用できるようになった土地に対し、下水道事業の建設費の一部として87円/㎡を徴収している。

・賦課状況

年 度	受益面積 (㎡)	受益者数 (人)	負担金総額 (円)
R1年度	830, 272	1, 429	60, 627, 130
R2年度	936, 337	952	72, 192, 580
R3年度	723, 227	823	53, 725, 440

(8) 下水道使用料

下水道使用者に使用水量に応じた下水道使用料を賦課している。

使用料の徴収は、業務効率や使用者の利便性等から大部分を水道局へ委託し、水道料金と併せて行っている。

(税込1か月当たり)

汚水区分	料金区分	排 出 量		使用料 (円)
一般汚水	基本料金	8立方メートルまで		1,111
	超過料金	1立方メートルにつき	8立方メートルを超え10立方メートルまで	138
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	158
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	245
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	270
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	297
			100立方メートルを超え500立方メートルまで	328
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	413
			1,000立方メートルを超えるもの	490
湯屋用汚水	基本料金	10立方メートルまで		1,386
	超過料金	10立方メートルを超える 1立方メートルにつき		33
臨時用汚水		1立方メートルにつき		245
特定用汚水	基本料金	10立方メートルまで		1,386
	超過料金	10立方メートルを超える 1立方メートルにつき		158

※ 令和元年12月1日以後の検針分又は認定に係る調定分から適用 (令和元年10月1日施行)

・賦課状況

年 度	調定件数	下水道使用料 (円)
R1年度	881,317	7,402,538,474
R2年度	897,498	7,489,601,810
R3年度	918,747	7,519,266,904

(9) 水洗化の補助金及び融資あっせん制度

処理開始の告示後3年以内に、くみ取便所は水洗便所に改造することを義務づけられている。

くみ取便所を水洗便所に改造する者、又は浄化槽を使用した便所を下水道に接続した者に「倉敷市水洗便所改造補助金」、共同排水設備を設置する者に、「倉敷市下水道共同排水設備設置補助金」、処理区域内で低地等の自然流下できない家屋の所有者等に「倉敷市下水道自家用汚水ポンプ施設等設置補助金」をそれぞれ一定の条件をつけて交付しているほか、「倉敷市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給要綱」により水洗化に要する資金の融資あっせん及び利子補給を実施している。

補助金交付の対象	補 助 金			融 資 あっせん 制 度
	名 称	金 額	期 間	
水洗便所に改造する場合	倉 敷 市 水 洗 便 所 改 造 補 助 金	1戸当たり 12,000円	1年以内	利用できる
共同排水設備を設置する場合	倉 敷 市 共 同 排 水 設 備 設 置 補 助 金	業者見積り額と標準工事費を 比較して少ない額の2/3以内	3年以内	補助対象工事以外 の宅内排水設備工事は利用 できる。
自然流下により公共下水道に 直接排除できない場合	倉敷市自家用汚水ポンプ 施設設置等補助金	標準工事費用と実際に支出 した金額を比較して少ない 額の3/5以内	なし	

融資の対象	融資あっせん		
	名 称	融資限度額	利 子 及 び 償 還
水洗化に伴う融資を必要とする場合	倉敷市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給	くみ取便所1槽又は浄化槽1基当たり80万円以内	融資を受けた翌月から元金均等50回以内償還とする。融資利率…取扱金融機関と契約した利率ただし、供用開始後3年以内に融資あっせんの申請をした場合は無利子

・融資あっせん状況

年度 \ 区分	件 数	あっせん総額（円）	利子補給額（円）
R1年度	10	4,270,000	185,024
R2年度	0	0	101,142
R3年度	1	290,000	43,695

※ 利子補給額は前年度までの融資実行分を含む。

(10) 雨水流出抑制施設設置補助金制度

雨水の利用及び雨水の流出抑制を促進するため、平成10年度から実施している。

補 助 金 交 付 の 対 象		対象地区	金 額
雨水の有効利用を図り、雨水の流出抑制施設を設置する場合	小規模雨水流出抑制施設	公共下水道全体計画区域内（ただし、浄化槽の改造は処理区域内）	標準工事費と当該工事に要する費用の少ない額の2/3以内（ただし、小規模及び中規模雨水流出抑制施設の場合は、限度額20万円）
	中規模雨水流出抑制施設		
	大規模雨水流出抑制施設		

・交付状況

(単位：千円)

地区 \ 年度	倉敷地区		水島地区		児島地区		玉島地区		真備地区		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
R1年度	11	480	1	28	2	79	4	84	3	111	21	782
R2年度	15	490	3	112	4	77	4	134	5	170	31	983
R3年度	15	710	2	92	2	302	11	377	2	79	32	1,560

(11) 止水板設置工事等補助金制度

住宅等の浸水被害を防止又は軽減するため、令和3年度から実施している。

補 助 金 交 付 の 対 象	金 額
道路上にあふれた雨水が敷地及び建物へ浸入することを防止するため、止水板を購入、設置する場合	止水板の設置工事等に要する費用の1/2以内（ただし、限度額20万円）

・交付状況

年度 \ 区分	件 数	金 額（千円）
R3年度	9件	1,347

(12) 水洗化あっせん委員制度

公共下水道処理区域内において、排水設備の設置、くみ取便所の水洗便所への改造又は既設し尿浄化槽の切り替えを行なおうとする者と土地所有者・建物所有者等の利害関係者との間に水洗化に係る紛争が生じた場合に、当事者間の利害を調整し円満に解決するため、専門的知識を持つあっせん委員が、公正・中立の立場から無料であっせんを行い、水洗化を促進している。

6. 児島湖流域下水道事業計画

(1) 事業実施計画の目的と経緯

高度成長時代を迎えた昭和40年代に入り、特に岡山市、倉敷市、玉野市及び総社市とこれを取り巻く町村との複眼的な開発が進み、これらの産業経済の急速な発達と人口の都市集中により、生活排水、産業排水などが著しく増加した結果、児島湖をはじめ公共用水域の水質が急激に悪化した。

このような状況の中で、児島湖流域の中核を占める岡山県南中核都市圏の生活環境の改善を図るとともに、児島湖の水質汚濁を防止するため、児島湖流域下水道浄化センターの設置は、緊急の事業であり岡山県南中核都市圏の健全な発展のために不可欠であった。

このため、岡山県では昭和47年に児島湖流域別下水道整備総合計画を策定、昭和53年度に流域下水道事業の事業計画を決定し、昭和54年3月都市計画法及び下水道法に基づく事業認可を得て実施しているものである。

平成元年3月に岡山市、玉野市、灘崎町（現岡山市）で供用開始をし、平成3年3月に倉敷市、早島町が流域下水道幹線へ接続して、現在3市1町の下水処理を行っている。

(2) 計画の概要（H30.10.24事業計画変更）

関係市町	岡山市（旧灘崎町含む。）、倉敷市（倉敷処理分区）、玉野市、早島町（3市1町）
計画区域面積	13,654ha
計画人口	677,000人
計画汚水量	372,524m ³ /日（日最大）
排除方式	分流式
管きょ延長	20.2km
浄化センター	
所在地	岡山県玉野市東七区504
敷地面積	53.4ha
処理方式	凝集剤添加3段硝化脱窒法＋急速ろ過法

計画概要

項目	処理面積	処理人口	処理能力（日最大）	執行年度
全体計画	13,654ha	677,000人	373,000m ³ /日	S53～R17
事業計画	11,710ha	610,100人	340,400m ³ /日	S53～R6

市町別内訳

市町	項目	全体計画	事業計画
岡山市	面積	7,174.5ha	6,593.5ha
	人口	389,100人	376,500人
倉敷市	面積	5,125.6ha	3,900.76ha
	人口	259,000人	202,800人
玉野市	面積	684.7ha	679.7ha
	人口	16,200人	17,700人
早島町	面積	668.8ha	536.0ha
	人口	12,700人	13,100人
計	面積	13,653.6ha	11,709.96ha
	人口	677,000人	610,100人

7. 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落の生活雑排水・し尿等の汚水を処理する施設を整備している。

平成22年度から農林水産部から下水道部の所管となり、効率的な汚水処理のため公共下水道への接続を順次進めており、令和元年8月には船穂東部地区を接続した。

現在、倉敷地区1施設、船穂地区1施設、真備地区1施設が稼動しており、今後、浅原地区、船穂地区の接続を予定している。

各地区処理施設の概要

(R4. 3. 31現在)

地 区 名		供用開始 年 度	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	処理区域内 人口 (人)	処理区域内 戸数 (戸)
倉 敷	浅 原	H11. 8	560	119	340	159
船穂西部	船穂西部	H10. 10	430	95	260	100
真 備	箭田川南	H13. 5	480	111	261	99
合 計			1, 470	325	861	358

水 道 局

内 容	
沿	革
給 水 区 域 図	
くらしき水道ビジョン-2019-	
令和4年度業務予定量	
職 員 配 置 状 況	
財 務 状 況	
業 務 実 績	
施 設	
水道料金・水道利用加入金・	
工事負担金	

1. 沿 革

平成17年8月1日の合併にともない、旧倉敷市、旧船穂町を給水区域とする倉敷水道事業と旧真備町を給水区域とする真備水道事業を設置する。平成24年4月1日に事業統合により倉敷市水道事業に統合する。

○倉敷市水道事業

〔倉敷給水区〕大正10年8月、倉敷町として水道事業認可を受け、11年2月取水井5井を酒津地内に設け伏流水を取水し、市街地に12年9月給水を開始した。

昭和2年、倉敷町、大高村、万寿村が合併し、3年倉敷市となる。

一方、都窪郡茶屋、早島両町は、昭和4年に上水道組合を設立し、6年水源を酒津地内の高梁川廃川敷に求め給水を開始したが、この取水井が枯渇したのを機に、18年7月倉敷市と茶屋、早島両町で岡山県備南上水道配水組合を設立。倉敷市と両町組合の諸施設を提供し、新たに水道用水供給事業を開始、以来倉敷地区は、これの供給により水道事業を行い、昭和45年10月の事業統合により倉敷給水区となり46年3月庄村を合併、倉敷給水区に加えた。

〔水島・連島給水区〕水島給水区は、昭和16年、三菱重工業㈱水島航空機製作所立地に伴い、同社が工場及び附属施設社宅等の専用給水施設を17年に設置した。これを昭和26年、後述の岡山県南部上水道配水組合が買収し、同組合により水道用水を供給した。

一方、連島給水区は、昭和25年、福田町、連島町、児島市、琴浦町、玉野市が西阿知町の高梁川河川敷に水源を求め、岡山県南部上水道配水組合を設立し、28年10月から水道用水の供給を開始した。

また、昭和42年10月倉敷市の自己水源の片島浄水場が一部完成、更に45年8月福井浄水場が完成し、給水を開始したのを機に、45年10月事業を統合し、水島・連島給水区となる。

〔福田給水区〕前述の岡山県南部上水道配水組合により、昭和28年10月から水道用水の供給を開始した。

昭和45年10月事業を統合し、福田給水区となる。

〔児島給水区〕昭和4年3月、児島郡味野町水道事業として認可を受け、8年4月、味野地区へ、給水を開始した。昭和23年4月、味野町、児島町、下津井町、本荘村が合併、児島市が発足し、25年、岡山県南部上水道配水組合から水道用水を確保した。

昭和42年2月、倉敷市、児島市、玉島市の合併により、45年10月事業を統合し、児島給水区となる。

〔玉島給水区〕大正元年9月、玉島町上水道創設、同4年、上水道事業起工、上成地内へ掘り抜き井戸を設置し、上成浄水場に貯水池を築造、5年7月給水を開始した。

昭和8年10月、掘り抜き井戸の湧水不足状態となり、高梁川右岸河川敷に取水口を設け、表流水に変更し、給水を開始した。

昭和35年12月取水口に海水が逆流し、飲料水に適さなくなったため、浅口郡船穂町水江地先及び倉敷市西阿知町西原地先の河川敷に伏流水取水井 2 井を設置し、上成浄水場まで導水管を布設した。これと同時に船穂町との協定に基づき浅口郡船穂町を給水区域に編入し、給水を開始した。

昭和42年2月、倉敷市、児島市、玉島市の合併により45年10月、事業を統合し、玉島給水区となる。

〔真備給水区〕

昭和37年12月、真備町上水道事業の認可を受け、昭和39年事業着手、同年12月に一部給水を開始し、40年12月に全町給水した。

水島工業地帯の発展に伴い急激な人口増加に対応するため、第3次の拡張を行い安定供給可能な施設整備が完了した。しかしながら、道路網・交通機関の整備により更なる人口増加が見込まれるため、平成3年12月真備町定例議会において岡山県広域水道企業団への加入議決を得、4年3月第4次拡張事業変更認可を受けた。

平成17年8月、倉敷市、船穂町、真備町の合併により真備水道事業となる。

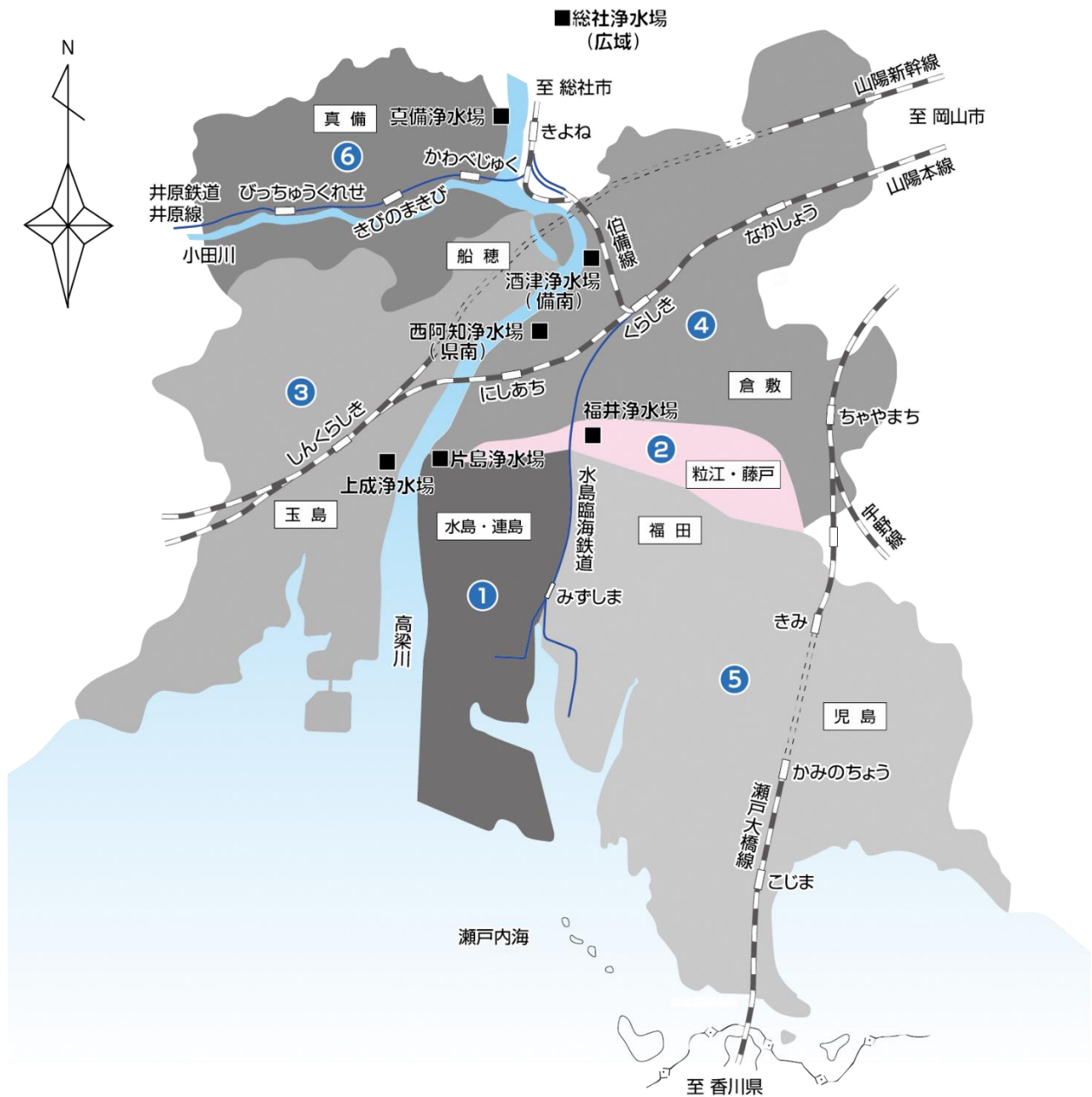
平成24年4月、事業を統合し、真備給水区となる。

○創設及び拡張事業の概要

事業区		事業名	認可年月	竣工年月	計画			事業費 千円
					給水人口 千人	1人1日最大 ℓ	1日最大 m ³	
倉敷水道事業	旧倉敷	創 設	T 10. 8	T 12. 9	25. 0	146	3, 650	331
		1期拡張	S 8. 4	S 10. 3	25. 0	240	6, 000	71
		2期 "	" 11. 10	" 13. 3	35. 0	240	8, 400	157
		3期 "	" 26. 3	" 27. 3	50. 0	250	12, 500	4, 553
		4次 "	" 36. 12	" 44. 3	100. 2	300	30, 060	360, 000
	旧水島 旧連島	連島創設	" 26. 11	" 27. 3	16. 5	225	3, 710	61, 000
		1次拡張	" 33. 4	" 36. 3	17. 1	250	4, 275	8, 830
		水島創設	" 26. 11	譲 渡	17. 0	300	5, 100	0
		1次拡張	" 33. 4	" 36. 3	20. 9	350	7, 315	45, 000
		統合創設	" 39. 12	" 50. 3	130. 0	400	52, 000	1, 460, 000
	旧福田	創 設	" 26. 11	" 27. 3	10. 6	225	2, 385	17, 000
		1次拡張	" 34. 3	" 34. 12	15. 0	300	4, 500	32, 000
		2次 "	" 38. 12	" 49. 3	80. 0	400	32, 000	760, 000
	旧児島	創 設	" 4. 3	" 7. 6	8. 0	125	1, 000	117
		1期拡張	" 26. 11	" 31. 3	35. 7	255	9, 103. 5	100, 427
		2期 "	" 34. 12	" 37. 3	75. 0	375	28, 125	36, 444
		3期 "	" 37. 3	" 40. 3	75. 0	375	28, 125	125, 000
		改 良	" 40. 3	" 44. 3	75. 0	375	28, 125	139, 180
	旧郷内	創 設	" 30. 3		1. 6	180	300	－
	旧琴浦	創 設	" 26. 11	" 31. 3	25. 0	255	6, 502. 5	34, 000
	旧玉島	創 設	T 2. 12	T 5. 6	5. 0	125	625	70
		1次拡張	S 28. 5	S 31. 3	20. 0	200	4, 000	79, 043
		2次 "	" 32. 3	" 35. 3	30. 0	210	6, 300	70, 000
		2次変更	" 35. 12	" 37. 3	35. 0	210	7, 000	140, 742
		3次拡張	" 39. 3	" 44. 3	56. 0	300	16, 800	350, 000
		3次変更	" 43. 3	" 50. 3	126. 0	450	56, 700	659, 400
	統合	5次拡張	" 45. 10	" 51. 3	560. 0	450	252, 000	2, 240, 000
		第1期変更	" 46. 3	" 51. 3	580. 0	450	261, 000	2, 540, 000
		第2期 "	" 49. 3	" 51. 3	597. 5	445	265, 700	3, 200, 000
		6次拡張	" 51. 4	" 57. 3	481. 0	670	322, 000	3, 400, 000
		見直し	" 55. 3	" 58. 3	481. 0	670	322, 000	3, 700, 000
		見直し	" 56. 4	" 63. 3	448. 0	718	322, 000	8, 500, 000
		第1期変更	" 59. 6	H 5. 3	457. 2	692	322, 000	19, 500, 000
		見直し	H 2. 11	" 13. 3	457. 2	692	322, 000	26, 900, 000
		見直し	" 10. 5	" 25. 3	457. 2	704	322, 000	38, 300, 000
真備水道事業	旧真備	創 設	S 37. 12	S 39. 12	10. 0	180	1, 800	113, 000
		1次拡張	" 47. 5	" 52. 6	18. 0	450	8, 100	305, 310
		2次 "	" 58. 4	" 59. 2	23. 5	344	8, 400	341, 000
		3次 "	" 60. 4	H 1. 3	25. 3	356	9, 900	280, 000
		4次 "	H 4. 3	" 17. 3	27. 6	525	14, 500	908, 375
倉敷市水道事業	統合※	1次整備事業	H 24. 4	R 4. 3	482. 5	456	220, 200	16, 676, 289

※平成24年4月に倉敷水道事業と真備水道事業が統合し現在の倉敷市水道事業となった。

2. 給水区域図



① 片島系給水区（水島・連島地区）
■片島浄水場

② 福井系給水区（粒江・藤戸地区）
■福井浄水場

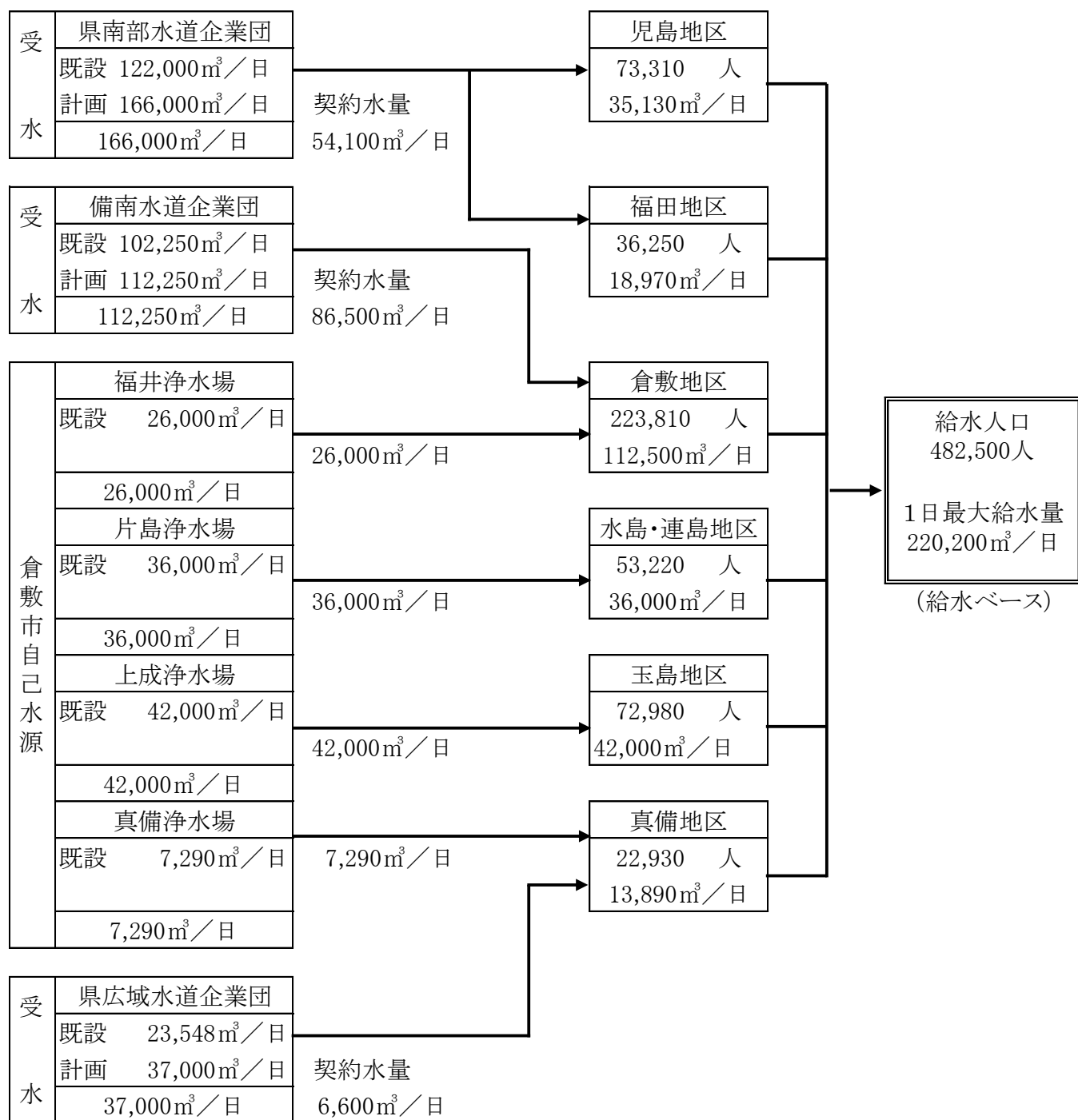
③ 上成系給水区（玉島・船穂地区）
■上成浄水場

④ 備南系給水区（倉敷地区）
■酒津浄水場（備南水道企業団：備南）

⑤ 県南系給水区（福田・児島地区）
■西阿知浄水場（岡山県南部水道企業団：県南）

⑥ 真備系給水区（真備地区）
■真備浄水場
■総社浄水場（岡山県広域水道企業団：広域）

○配水系統図



※受水の既設・計画の数値については浄水場の全体の数値を記載しています。

3. くらしき水道ビジョン-2019-

(1) 計画期間 令和元年度～令和10年度（10年間）

(2) 策定趣旨

平成20年度に策定した倉敷市水道ビジョンが平成30年度で計画期間満了となることを踏まえ、今後も、経営環境の変化に的確に対応し、計画的に水道事業の経営に取り組んでいく必要があるため、次の10年間の取組を示した「くらしき水道ビジョン-2019-」を平成31年3月に策定しました。

(3) 位置付け

「くらしき水道ビジョン-2019-」は、本市の最上位計画である「倉敷市総合計画」の分野別計画にあたり、厚生労働省の「新水道ビジョン」や総務省が求めている「経営戦略」の内容を包含するもので、本市水道事業における最上位の計画となります。

(4) 将来像と取組姿勢

本市水道事業の目指す姿（将来像）を「倉敷の水道がこのまちの未来を創る」とし、「水道プロフェッショナルとして最高品質のおいしい水道水にこだわります」、「多発する自然災害に対し水道システムの被害を最小限に食い止めます」、「水循環の中の一員として自然環境に配慮した事業運営をします」、「水道利用者に選んでいただける水道界の優良企業を目指します」の4つの取組姿勢を定めています。また、11項目の基本施策を設定するとともに、33項目の具体的取組と50項目の目標を設定し、将来像の実現に向けた取り組みを行っています。

4. 令和4年度業務予定量

給水人口 470,458人 年間総給水量 59,885,100m³
 一日平均給水量 164,069m³ 建設改良事業費 4,737,446千円

5. 職員配置状況

（令和4年4月1日現在）

職名 部課	計	局長	参事	副参事	課長	課長代理	課長主幹	課長補佐	室長	営業所長	主幹	係長	主任	副主任	主事	技師	前年度計
水道局	5		2	3													5
水道総務課	12						1	1			1	2	2	2	3	0	12
企画検査室	10										1		3	5	0	1	10
水道営業課	9						2	1			3		2		1		9
水島営業所	8									1	0		3	1	1	2	7
児島営業所	6									0	2		2	0		2	7
玉島営業所	7										2		1	3	1	0	7
水道管理課	12				0	1					2	1	3	2		3	13
給水課	16				1			1			0	1	3	2		8	16
水道建設課	17				1	0		1			2	1	2	2		8	16
浄水課	12				1			1			2	1	1	4		2	12
合計	114		2	3	3	1	3	5	0	1	15	6	22	21	6	26	114

6. 財務状況

(1) 収益勘定収支

・収入

(単位：千円)

	R2決算額	R3決算見込額	R4予算額
営業収益	8,410,809	8,420,150	8,472,685
うち給水収益	7,603,153	7,608,035	7,596,100
営業外収益	1,044,684	1,031,293	990,519
特別利益	4,653	556	0
計	9,460,146	9,451,999	9,463,204

・支出

(単位：千円)

	R2決算額	R3決算見込額	R4予算額
営業費用	7,038,556	7,327,053	7,679,229
営業外費用	325,918	303,371	223,083
特別損失	11,370	55,389	6,250
予備費	0	0	5,000
計	7,375,844	7,685,813	7,913,562

(2) 資本勘定収支

・収入

(単位：千円)

	R2決算額	R3決算見込額	R4予算額
企業債	1,362,000	1,521,000	1,700,000
出資金	0	0	0
固定売却代金	945	0	0
補助金	1,748	1,184	1,184
他会計負担金	60,392	50,136	80,530
工事負担金	327,397	274,367	312,653
投資回収金	0	0	0
計	1,752,482	1,846,687	2,094,367

・支出

(単位：千円)

	R2決算額	R3決算見込額	R4予算額
建設改良費	4,615,594	4,304,885	5,228,876
企業債償還金	1,158,640	1,186,805	1,238,504
投資	198,406	0	0
補助金返還金	17,906	7,132	0
予備費	0	0	10,000
計	5,990,546	5,498,822	6,477,380

固定売却代金＝固定資産売却代金 補助金返還金＝補助金等返還金 ※金額は消費税込み

7. 業務実績

項目		算式	単位	目標	実績		
				R3 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
給水区域内人口(A)		—	人	472,568(482,919)	481,542	480,974	478,651
計画給水人口		—	人	472,558(482,500)	482,500	482,500	482,500
現在給水人口(B)		—	人	—	481,143	480,614	478,320
普及率		$(B)/(A) \times 100$	%	—	99.9	99.9	99.9
給水戸数		—	戸	210,567	213,191	215,692	216,578
給水量(C)		—	千 m^3	65,231	59,559	59,913	59,480
有収水量(D)		—	千 m^3	62,278	55,379	55,654	55,524
有収率		$(D)/(C) \times 100$	%	95.5	93.0	92.9	93.4
1人1日平均使用量		—	ℓ	378	314	317	318
1日平均給水量		—	m^3	178,714(181,500)	162,729	164,146	162,960
1日最大給水量		—	m^3	216,678(220,200)	179,831	193,488	177,355
配水管延長		—	km	3,205	3,258	3,274	3,294
職員数		—	人	125	111	112	114
1 m^3 当たり	収益 (供給単価)	—	円	111.86	125.46	124.20	124.57
	費用 (給水原価)	—	円	121.24	107.84	106.64	111.60

※ () 内数値はピーク値

※ 収益＝給水収益÷有収水量

※ 費用 25・26年度は (経常費用－受託工事費－材料売却原価－不用品売却原価) ÷有収水量

27年度からは {経常費用－(受託工事費＋材料売却原価＋不用品売却原価)－長期前受金戻入} ÷有収水量

○水源別給水量

		R3年度 目標給水量 (1日当たり)	給水区	R1年度		R2年度		R3年度	
				年間給水量	1日平均	年間給水量	1日平均	年間給水量	1日平均
自己 水源	片島	36,000 [㎡]	連島・水島	6,464 ^{千m^3}	17,660 [㎡]	6,511 ^{千m^3}	17,838 [㎡]	7,045 ^{千m^3}	19,302 [㎡]
	上成	42,000	玉島	9,557	26,111	9,767	26,757	8,984	24,614
	福井	26,000	倉敷・水島	3,013	8,233	3,135	8,590	2,970	8,137
	真備	7,290	真備	553	1,510	858	2,352	1,055	2,890
	計	111,290		19,587	53,514	20,271	55,537	20,054	54,943
受水	備南	93,500	倉敷	25,034	68,398	24,762	67,843	24,733	67,762
	県南	97,000	福田・児島	13,717	37,480	13,668	37,447	13,594	37,244
	県広域	6,600	真備	1,221	3,337	1,212	3,319	1,099	3,011
合計		308,390		59,559	162,729	59,913	164,146	59,480	162,960

8. 施設

(1) 取水場・浄水場

施設名 設備	船穂水源取水場 (42,000m ³ /日)	上成浄水場						片島浄水場 (地下水 6,000m ³ /日) (表流水30,000m ³ /日)						福井浄水場 (8,000m ³ /日)			
面積 (m ²)																	
(ア) 敷地	536.25	5,541						38,081.68						9,199			
(イ) 管理棟	125.5	120						1,089.40						437			
(ウ) 塩素滅菌室	—	85.41						144.8						114.75			
(エ) ポンプ室	32.72	519						235.42						178.7			
(オ) 水質試験センター	—	—						925.44						—			
水源の種類	高梁川伏流水	—						高梁川表流水及び高梁川系地下水						高梁川系地下水			
ポンプ																	
(ア) 種類	取水 (水中)	送水						取水 (水中)						取水 (水中)			
(イ) 口径 (mm)	300 200 150	250 200 250						200 150 200 300						150 125 250 150			
(ウ) 出力 (kw)	75 37 30	132 90 150						22 22 30 37						18.5 15 132 75			
(エ) 揚程 (m)	25 25 25	62.5 60 60						20 23 25 12						25 25 58 58			
(オ) 揚水量 (m ³ /分)	10 5 3.5	8.02 5 10						3.5 3.5 4 10.5						2.5 1.67 9 4.5			
(カ) 台数 (台)	2 3 3	2 2 2						1 1 1 4						2 2 1 2			
塩素滅菌設備	—	次亜塩素素注入設備 17ℓ/h : 2 台						次亜塩素素注入設備表流水系 前塩 51ℓ/h : 2 台 中塩 26ℓ/h : 2 台 後塩 12ℓ/h : 2 台 井戸系 5ℓ/h : 3 台						次亜塩素素注入設備 13ℓ/h : 3 台			
配水池	—	P C造 4,000m ³ : 1 池 5,000m ³ : 1 池 8,000m ³ : 1 池						P C造 10,000m ³ (タンク径33m, 有効水深12m, 低水位GL66m) : 1 池 P C造 12,000m ³ (タンク径46m, 有効水深7.5m, 低水位GL47.5m) : 1 池						P C造 5,000m ³ (径26m, 有効水深10m) □ : 1池			
電気設備・ 受電電圧・契約電力	受電電圧 6.6kV 契約電力 212kW 自家発電機 300kVA : 1 台	受電電圧 6.6kV 契約電力 500kW 自家発電機 500kVA : 1 台						受電電圧 6.6kV 契約電力 600kW 自家発電機 875kVA : 1 台						受電電圧 6.6kV 契約電力 236kW			
連絡管	Φ600mm=303m Φ500mm= 50m Φ400mm= 58m Φ300mm=120m	—						—						—			
施設名 設備	水江取水場□ (3,000m ³ /日)	四十瀬取水場 (15,000m ³ /日)						真備浄水場 (7,290m ³ /日)						真備取水場 (7,290m ³ /日)			
面積 (m ²)																	
(ア) 敷地	—	—						2,098.00						—			
(イ) 管理棟	—	—						66.25						—			
(ウ) 塩素滅菌室	—	—						27.30						—			
(エ) ポンプ室	—	172.96						97.94						—			
(オ) 水質試験センター	—	—						—						—			
水源の種類	高梁川系地下水	高梁川系地下水						高梁川系地下水						高梁川系地下水			
ポンプ																	
(ア) 種類	取水 (水中)	取水 (水中)						送水						取水 (水中)			
(イ) 口径 (mm)	100 100 100	125 150						100 100 80 80						100 100 80 125			
(ウ) 出力 (kw)	11 11 11	15 18.5						110 75 5.5 3.7						11 11 7.5 11			
(エ) 揚程 (m)	25 25 25	25 25						130 77 20 16						35 31 35 30			
(オ) 揚水量 (m ³ /分)	1.05 1.05 1.05	1.74 2.44						3.0 3.6 0.7 0.9						1.2 1.4 0.8 1.4			
(カ) 台数 (台)	1 1 2	2 2						2 2 1 1						1 1 1 1			
塩素滅菌設備	—	—						次亜塩素素 注入設備 5ℓ/h : 2 台						—			
配水池	—	—						P C造 900m ³ : 2 池 1,400m ³ : 1 池 1,200m ³ : 1 池						—			
電気設備・ 受電電圧・契約電力	受電電圧 220V 契約電力 25kW	受電電圧 6.6kV 契約電力 51kW						受電電圧 6.6kV 契約電力 180kW						受電電圧 220V 契約電力 No6号井 13kW No4号井 13kW No7号井 13kW No5号井 13kW No8号井 13kW			
連絡管	—	—						—						—			

(2) 配水池 (高架水槽を含む。)

設置所数 83 (倉敷地区18、水島地区14、児島地区23、玉島地区19、真備地区9)

池数 90 有効容量 107,424.1m³

(3) 加圧ポンプ所 設置所数 65

(4) 受水槽 槽数 58 有効容量 7,001.9m³

(5) 導水管

種 別	口径	R1年度	R2年度	R3年度
鋳鉄管	800～75mm	12,567 m	12,567 m	12,567 m
鋼管	～500mm	187 m	187 m	187 m
ビニル管	～150mm	674 m	674 m	674 m
計		13,428 m	13,428 m	13,428 m

(6) 送水管

種 別	口径	R1年度	R2年度	R3年度
鋳鉄管	1000～75mm	24,958 m	24,958 m	24,967 m
鋼管	600～40mm	1,569 m	1,569 m	604 m
ビニルライニング	75～40mm	21 m	21 m	268 m
ポリエチレン管	40mm	0 m	0 m	845 m
計		26,548 m	26,548 m	26,684 m

(7) 配水管

種 別	口径	R1年度	R2年度	R3年度
鋳鉄管	1000～50mm	1,518,252 m	1,532,064 m	1,544,073 m
石綿管	250～50mm	0 m	0 m	0 m
鋼管	600～13mm	10,115 m	8,784 m	8,452 m
ビニル管	250～13mm	1,516,737 m	1,493,222 m	1,472,236 m
ビニルライニング鋼管	400～20mm	21,130 m	20,760 m	20,945 m
ポリエチレン管	75～40mm	192,074 m	219,353 m	247,873 m
計		3,258,308 m	3,274,183 m	3,293,579 m

(8) 消火栓

R1年度	R2年度	R3年度
7,606	7,622	7,626

9. 水道料金・水道利用加入金・工事負担金

・水道料金表（現行H31.1.1）

（1か月分）

種 別		区 分		水 量	料 金（円）
用途別					
専 用 給 水 装 置	一 般 用	基 本		10m³まで	900
		超 過 （1 m³につき）		10m³を超え20m³まで	110
				20m³を超え30m³まで	126
				30m³を超え50m³まで	133
				50m³を超え100m³まで	140
				100m³を超え500m³まで	160
			500m³を超えるもの	177	
	湯 屋 用	基 本		10m³まで	900
		超 過 （1 m³につき）		10m³を超える分	80
	船 舶 用			1m³につき	243
	臨 時 用			1m³につき	269
私 設 消 火 栓	私 設 準 備 基 本 料 と し て			1栓につき	230
	使 用 料			1m³につき	115

（注）料金は上の表の用途別区分により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額

・水道利用加入金（1件当たり）

（平成8年4月1日改定）

口 径	金 額（円）	口 径	金 額（円）
13ミリメートル	65,000	75ミリメートル	3,150,000
20ミリメートル	130,000	100ミリメートル	5,400,000
25ミリメートル	263,000	150ミリメートル	12,150,000
40ミリメートル	784,000	200ミリメートル	22,500,000
50ミリメートル	1,260,000	250ミリメートル以上	管理者が別に定める

（注）水道利用加入金の額は表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（令和元年10月1日より）

・水道利用加入金の状況

年度		R2年度 （決 算）	R3年度 （決算見込）	R4年度 （予 算）
水道利用加入金	件数	3,069	2,892	2,929
	金額（千円）	369,653	331,436	352,650

※金額は、消費税込み

※水道利用加入金：給水装置の新設改良を行う者から口径に応じ徴収する。

・工事負担金の状況

年度		R2年度 （決 算）	R3年度 （決算見込）	R4年度 （予 算）
工事負担金	件数	135	131	—
	金額（千円）	327,397	274,367	312,653

※金額は、消費税込み

※工事負担金：配水管の新設による給水対象者から口径に応じ徴収する。